

## はじめに

私たちのまち飯能市は、都心から50km圏内という交通アクセス良好な環境にありながら緑と清流という自然に恵まれた良好な住環境と都市機能を併せ持つまちです。

この恵まれた環境を保全するため、平成25（2013）年3月に「第2次飯能市環境基本計画」を策定し、循環型社会の形成、緑と清流の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきましたが、同計画が令和4（2022）年度で終了することから、新たに「水と緑と共にみらい輝くまち はんのう」をめざす環境像とした令和5（2023）年度からの10年間を計画期間とする「第3次飯能市環境基本計画」を策定しました。

近年では、記録的な猛暑や集中豪雨、台風の大型化等、地球温暖化の影響と考えられる異常気象により、世界各地で様々な自然災害が頻発しているほか、生物多様性の損失などの環境問題が顕在化しています。このように、私たちを取り巻く地球環境は大きく変化していることから、本市では、令和3（2021）年2月に埼玉県西部地域まちづくり協議会（所沢市・飯能市・狭山市・入間市・日高市）で、「ゼロカーボンシティ共同宣言」を表明し、市域の枠を超えた広域で2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指すことといたしました。

二酸化炭素の排出量実質ゼロに向けた取組は、大変厳しいものとなりますが、本市では、「第3次飯能市環境基本計画」の策定に併せて、新たに「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、実質ゼロに向けた取組を実践していきます。この取組は、行政だけでなく、市民、事業者の皆様が共に取組を実践することで初めて達成できるものと考えております。

多岐にわたる環境問題につきましては、私たち一人一人が、自らの行動を見直し、自分たちにできることを実践し続けることが重要であり、「森林文化都市」である本市の恵まれた自然環境を次世代を担う子どもたちに継承することが、今を生きる私たちの責務であります。引き続き、本市の環境行政の推進に皆様のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、1年間に渡り熱心なご審議を賜りました環境審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました市民・事業者の皆様から感謝を申し上げます。

令和5年3月

飯能市長

新井重治



# 目次

第1章 計画の基本的事項	1
1.1 計画策定の背景	1
1.2 計画の目的	4
1.3 計画の位置付け	5
1.4 計画の期間	6
1.5 計画の対象	6
1.6 計画の主体と役割	7
1.7 計画の進行管理	8
第2章 飯能市を取り巻く環境の現状	9
2.1 市の概況	9
2.2 各環境分野の状況	15
2.3 市民の環境に対する意識や取組(アンケート調査結果)	42
第3章 計画の目標	47
3.1 めざす環境像	47
3.2 環境目標	49
3.3 施策体系	50
第4章 施策の展開	56
4.1 施策の展開	56
環境目標1 地球環境 脱炭素に向けた暮らしを推進するまちづくり	56
環境目標2 自然環境 豊かな自然と共生するまちづくり	66
環境目標3 生活環境 誰もが安心して暮らせるまちづくり	74
環境目標4 教育・協働 みんなで学び主体的に取り組むまちづくり	80
第5章 重点プラン及び市民団体等の活動	85
5.1 重点プラン	85
5.2 市民団体等の活動	87
地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	97
1 計画の基本的事項	98
2 地球温暖化の現状	102
3 飯能市の温室効果ガス排出量の現状と将来推計	111
4 飯能市の温室効果ガス排出量の削減目標	114
5 地球温暖化対策に係る取組の展開	117
6 飯能市の吸収源対策（森林吸収）	148
資料編	151

# 第1章 計画の基本的事項

## 1.1 計画策定の背景

### (1) 環境基本計画に関するこれまでの経緯

本市では、平成15（2003）年3月に、本市の自然環境や生活環境の保全・創造にとどまらず、地球温暖化等の地球規模の環境問題への対応も含め、持続可能な社会の構築を目指すことを目的として、「飯能市環境基本計画」を策定しました。平成17（2005）年4月には、「森林文化都市宣言」を行い、平成20（2008）年6月には、本市の環境に関する基本理念を定めた「飯能市環境基本条例」を制定しました。その後、平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災に伴うエネルギー問題等、本市を取り巻く環境や国内外の動向を踏まえ、平成25（2013）年3月には「第2次飯能市環境基本計画」を策定し、「人と自然が共生し森林文化を育むまち 飯能」を「めざす環境像」として、市民・市民団体、事業者とともに良好な環境づくりに努めてきました。

一方で「第2次飯能市環境基本計画」の策定後、国際的な動向として、SDGs（持続可能な開発目標）や地球温暖化対策の枠組みである「パリ協定」が採択されるなど、環境施策を取り巻く状況は大きく変化しています。また、国内外において、地球温暖化が原因と考えられる気候変動や海洋プラスチックごみの問題、生物多様性の損失等、複雑化、深刻化する環境問題に対し、環境負荷の低減に向けた更なる取組が求められています。

近年、地球温暖化を防止するため、脱炭素社会に向けた動きが加速する中、国は令和2（2020）年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。これを受け、本市と近隣市（所沢市、狭山市、入間市、日高市）で構成される埼玉県西部地域まちづくり協議会（ダイアプラン）は、令和3（2021）年2月15日に「ゼロカーボンシティ共同宣言」を表明し、令和32（2050）年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロを目指すことを宣言しました。

このような国内外の動向や社会情勢の変化を踏まえ、「第2次飯能市環境基本計画」の計画期間の終了に合わせ、「第3次飯能市環境基本計画」を策定します。

### (2) 環境を取り巻く動向

#### ① SDGs（持続可能な開発目標）

SDGs（持続可能な開発目標）は平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた国際社会共通の目標です。地球上の誰一人として取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため令和12（2030）年までに国際社会が達成すべき目標であり、17のゴールとそれらに付随する169のターゲットから構成されています。

SDGsは、発展途上国だけではなく先進国を含む全ての国が取り組む目標であり、経済・社会・環境の3つの側面を統合的に解決することを目指しています。また、17のゴールは互いに関連しており、1つの行動によって複数の課題の解決を目指すという特徴を持っています。

また、SDGsに対しては、国際レベル、国レベル、自治体レベル、民間レベル等、あらゆるレベルでの取組が重要であり、将来にわたって持続可能な発展ができるよう、各々が取り組んでいくことが必要とされています。

本計画においては、環境目標ごとに、17のゴールのうち直接的または間接的に関連するアイコンを掲載し、それぞれの取組とSDGsの関係性を示しています。

SDGsの17のゴール

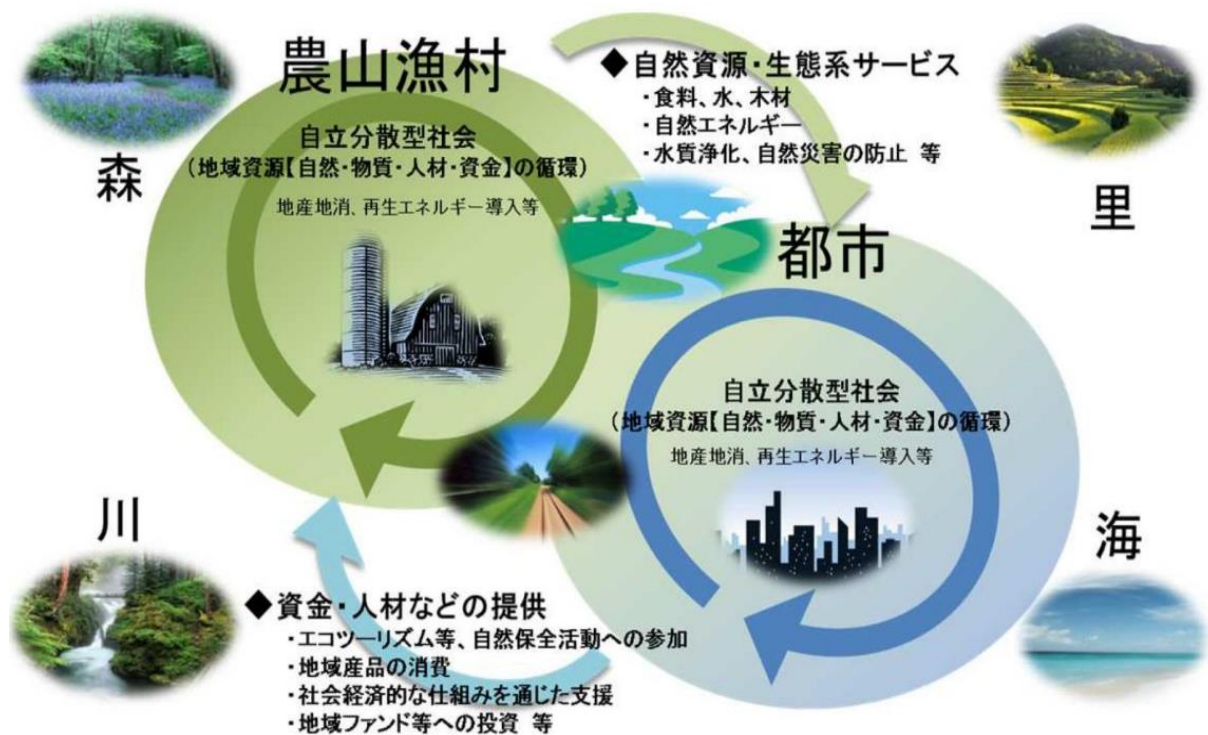
<p><b>1 貧困をなくそう</b> 世界中のあらゆる形の貧困を終わらせる</p> 	<p><b>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに★</b> すべての人々が安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーを使えるようにする</p> 	<p><b>13 気候変動に具体的な対策を★</b> 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p> 
<p><b>2 飢餓をゼロに★</b> 飢えをなくし、安定して食料を手に入れられるよう、持続可能な農業を促進する</p> 	<p><b>8 働きがいも経済成長も★</b> すべての人が生産性と働きがいのある、人間らしい仕事ができるようにする</p> 	<p><b>14 海の豊かさを守ろう★</b> 海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p> 
<p><b>3 すべての人に健康と福祉を★</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p> 	<p><b>9 産業と技術革新の基盤をつくろう★</b> 強靱なインフラ（産業や社会生活の基盤）を整え、持続可能な産業と技術革新の推進を図る</p> 	<p><b>15 陸の豊かさも守ろう★</b> 砂漠化を防ぎ、森林や生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進及び生物多様性の損失を阻止する</p> 
<p><b>4 質の高い教育をみんなに★</b> すべての人々が公平に質の高い教育を受けられるように、また生涯学習の機会を提供する</p> 	<p><b>10 人や国の不平等をなくそう</b> 各国内及び各国家間の不平等を是正する</p> 	<p><b>16 平和と公正をすべての人に</b> 平和ですべての人が受け入れられ、法や制度で守られる社会をつくる</p> 
<p><b>5 ジェンダー平等を実現しよう</b> 男女平等を実現し、すべての女性と女児の能力を伸ばし可能性を広げる</p> 	<p><b>11 住み続けられるまちづくりを★</b> すべての人が安全に暮らせる持続可能なまちづくりを実現する</p> 	<p><b>17 パートナーシップで目標を達成しよう★</b> すべての国が目標を達成するために努力し、すべての人が協力し合う</p> 
<p><b>6 安全な水とトイレを世界中に★</b> すべての人が安全な水とトイレを利用できるようにし、持続可能な管理を確保する</p> 	<p><b>12 つくる責任 つかう責任★</b> 生産者も消費者も持続可能な責任ある生産消費活動を行う</p> 	<p>★は環境に直接的に関連する目標 出典：国際連合広報センター資料（一部加筆修正）</p>



## ② 国の第五次環境基本計画

平成30（2018）年に閣議決定された第五次環境基本計画では、SDGsの考え方を活用しながら、環境、経済、社会の統合的向上の具体化を進めるとしており、分野横断的な6つの重点戦略（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）が設定されています。

国の計画では、目指すべき社会の姿として「地域循環共生圏」の創造を掲げています。これは各地域が、資源・エネルギー・資金・人材等の地域資源を生かして自立・分散型の社会を形成するとともに、近隣地域間で地域資源を融通し合うことで、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。



出典：環境省「第五次環境基本計画の概要」

## ③ 埼玉県環境基本計画（第5次）

埼玉県は、カーボンニュートラルに向けた動きや世界共通のSDGsの達成に向けた取組の広がり、国の「第五次環境基本計画」の策定等の社会経済・環境の状況変化や国内外の動向を踏まえ、令和4（2022）年2月に「埼玉県環境基本計画（第5次）」を策定しました。

「埼玉県環境基本計画（第5次）」では、脱炭素や資源循環利用、自然共生を進め、環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会の構築を長期的な目標として掲げ、「1 様々な環境問題の統合的解決」、「2 環境・経済・社会の諸問題の統合的解決」、「3 地域社会の持続可能性の向上」、「4 地球規模の影響を意識した地域からの行動」、「5 先進技術の活用、変化を捉えた意識や行動の変革」、「6 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応」の6つの基本的な考え方に基づき様々な施策が展開されています。

## 1.2 計画の目的

本計画は、飯能市環境基本条例前文及び第3条に規定する基本理念の実現に向け、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定するものです。

### 飯能市環境基本条例（抜粋）

私たちのまち飯能は、奥武蔵の豊かな自然に恵まれ、広大な森林と湧き出る水の流れが入間川と高麗川の清流をつくりだし、その歴史や文化、人々の情感は、自然の恵みとともに育まれてきた。

一方、便利さや物質的な豊かさを求めて様々な資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動は、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となり、その結果、地域の環境問題だけでなく、すべての生物の生存基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

健全で恵み豊かな環境を保全することは、私たちが健康で文化的な生活を営む上での重要な課題であり、また、その環境を将来の世代に引き継いでいくことは、私たちの責務である。

私たちは、自然の恵みなしには生存できないことを認識し、すべての者が地球的視野に立って、自主的にそして共に力を合わせ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に努めるとともに、この豊かな自然環境を守り、健康で安全な生活を確保していかなければならない。

このような認識の下に、市、市民、事業者等がそれぞれの責務を果たし、相互の協力によって環境の保全と創造を推進し、森林文化を基調とした人と自然が共生するまちをつくとともに、地球環境の保全に貢献していくため、ここに、この条例を制定する。

第1条、第2条 省略

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を享受することができるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者がそれぞれの立場に応じた役割分担の下に、環境への負荷の少ない循環型社会が形成されるよう協働して行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識し、森林に恵まれた地域性を生かして自然と文化の調和の取れた快適な環境を実現していくよう行われなければならない。

4 環境の保全及び創造は、すべての日常生活及び事業活動が地球全体の環境と深く関わっていることを認識し、地球環境保全に資するよう行われなければならない。

第4条～第7条 省略

（環境基本計画の策定）

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

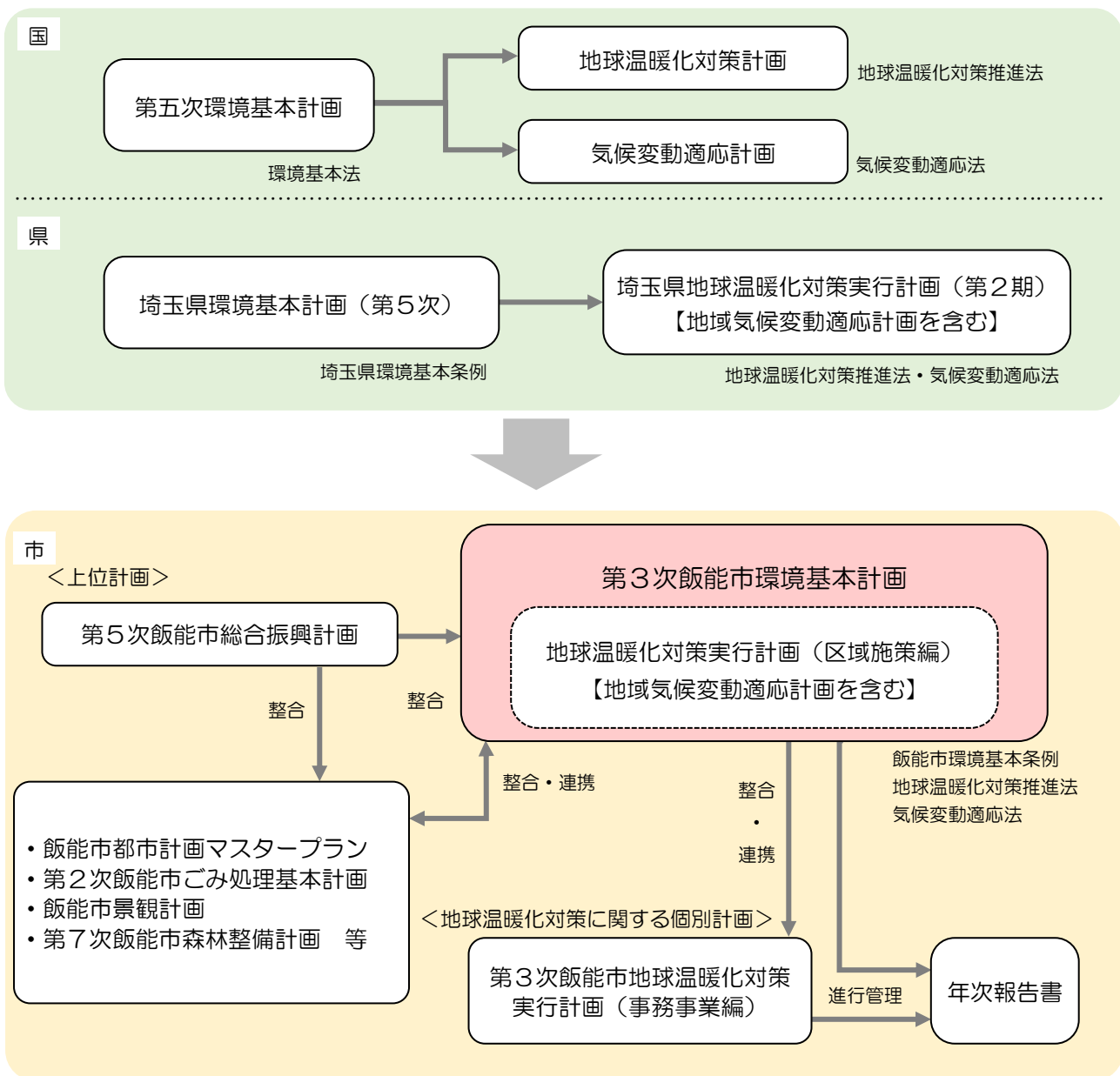
以下、省略

### 1.3 計画の位置付け

本計画は、飯能市環境基本条例第8条に基づき策定するものであり、上位計画である「第5次飯能市総合振興計画」の分野別計画でもあります。

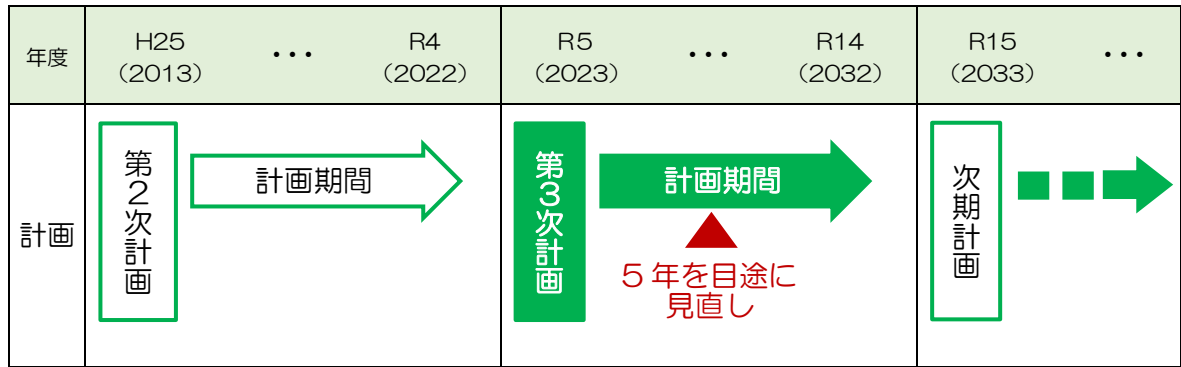
計画策定に当たっては、国や県が策定する関連計画や市が策定する環境に関連する計画等との整合・連携を図りつつ、市が行う個別の事業・計画における環境に関する基本的な考え方を示します。

また、「第3次飯能市環境基本計画」においては、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包含し、地球温暖化対策に関する取組を一体的に推進するものとします。



## 1.4 計画の期間

本計画の期間は、令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までの10年間とします。  
 なお、本市を取り巻く環境や社会状況の変化、科学技術の進展等に柔軟に対応するため、5年後（令和10（2028）年度）を目途に計画の見直しを行うこととします。



## 1.5 計画の対象

本計画は、本市全域を対象地域とし、以下の内容を対象範囲とします。

環境分野	対象範囲
地球環境	地球温暖化、エネルギー、気候変動、廃棄物 等
自然環境	森林、里山、農地、清流、動植物 等
生活環境	大気、騒音・振動、悪臭、有害化学物質、災害、公園、緑地、景観、環境美化 等
教育・協働	環境教育・環境学習、環境に関する情報、エコツアーリズム、各推進主体の協働に関すること 等



## 1.6 計画の主体と役割

近年の環境問題は、私たちの日常生活や事業活動と密接に関わっています。それらの環境問題を解決していくためには、市民・事業者・市の主体的かつ積極的な取組が不可欠となります。そのため、各主体がそれぞれの立場で、また、相互に連携・協働を図りながら、役割を果たしていくことが必要です。

### ■ 市民の役割

日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境施策への協力や地域における環境保全活動への積極的な参加が求められます。

### ■ 事業者等の役割

事業活動が環境に与える影響を認識し、事業所全体での環境負荷の低減や良好な環境の保全と創造に関する取組が必要です。また、地域を構成する一員として、市が実施する環境施策への協力や地域における環境保全活動への積極的な参加が求められます。

### ■ はんのう市民環境会議の役割

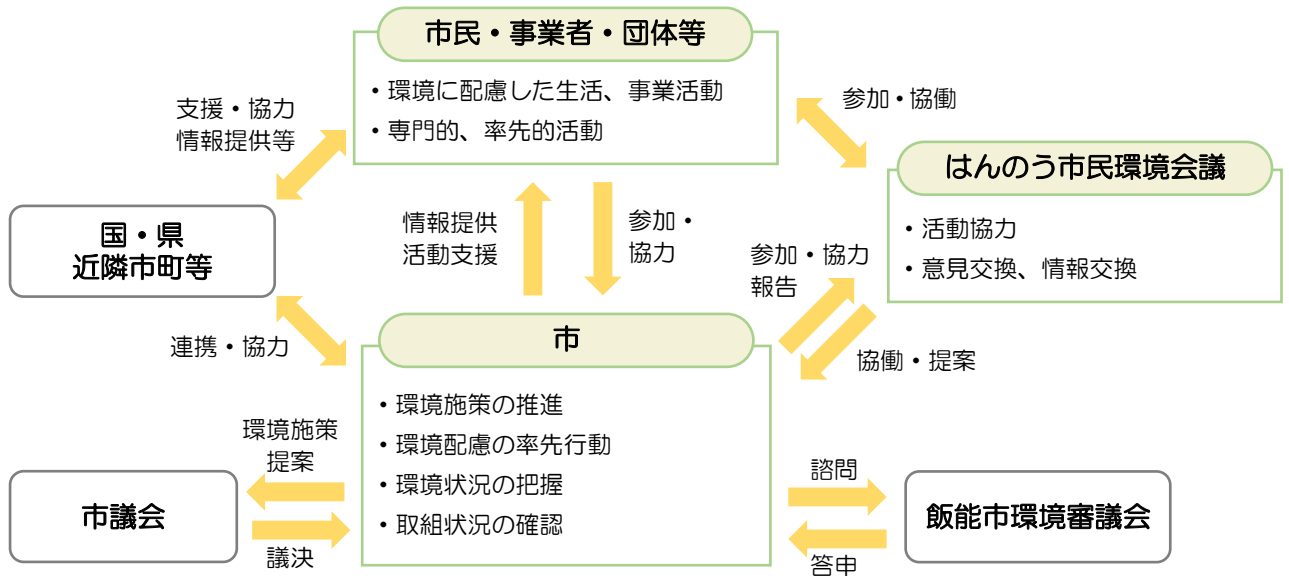
環境の保全と創造に向けた市民・事業者・市の協働による取組の中心的な組織です。より良い環境を実現するために、各主体との活動協力や情報交換、意見交換等を行い、協働の取組を推進します。

### ■ 飯能市環境審議会の役割

環境の保全に関する基本的事項について、市長の諮問に応じて調査審議します。また、必要に応じて市長に意見を述べます。

### ■ 市の役割

本計画に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施し、率先して環境負荷の少ない事業の実践に努めるとともに、広域的な問題や地球温暖化等の地球規模での取組を必要とするものについては、国、県及び近隣市町等と連携・協力を図ります。また、環境に関する情報の収集や提供、環境問題全般に対する啓発を行うとともに、市民・事業者が行う環境保全活動への支援を行います。

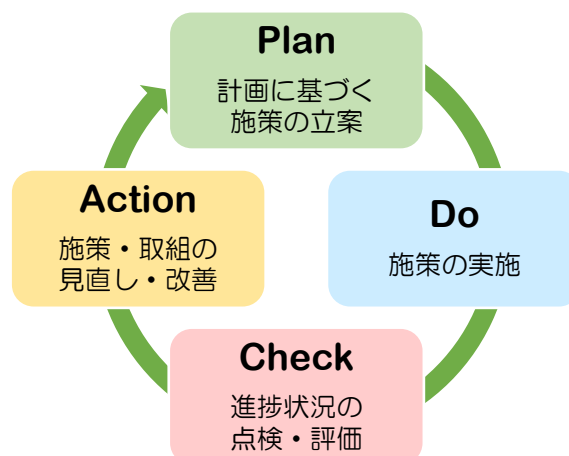


## 1.7 計画の進行管理

本計画の進行管理に当たっては、環境マネジメントシステムを活用し、計画(Plan)、実施(Do)、点検・評価(Check)、見直し(Action)を繰り返し行うPDCAサイクルによる継続的な改善を図ります。

本計画と地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の進行管理は一体的に行い、環境指標の達成状況や各施策の実施状況等は、「飯能市環境基本計画年次報告書」としてまとめ、飯能市環境審議会に報告し、ホームページに公表します。

また、社会情勢の変化や施策の進捗状況を踏まえ、5年後を目途に計画の見直しを行います。



## 第2章 飯能市を取り巻く環境の現状

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

資料編

### 2.1 市の概況

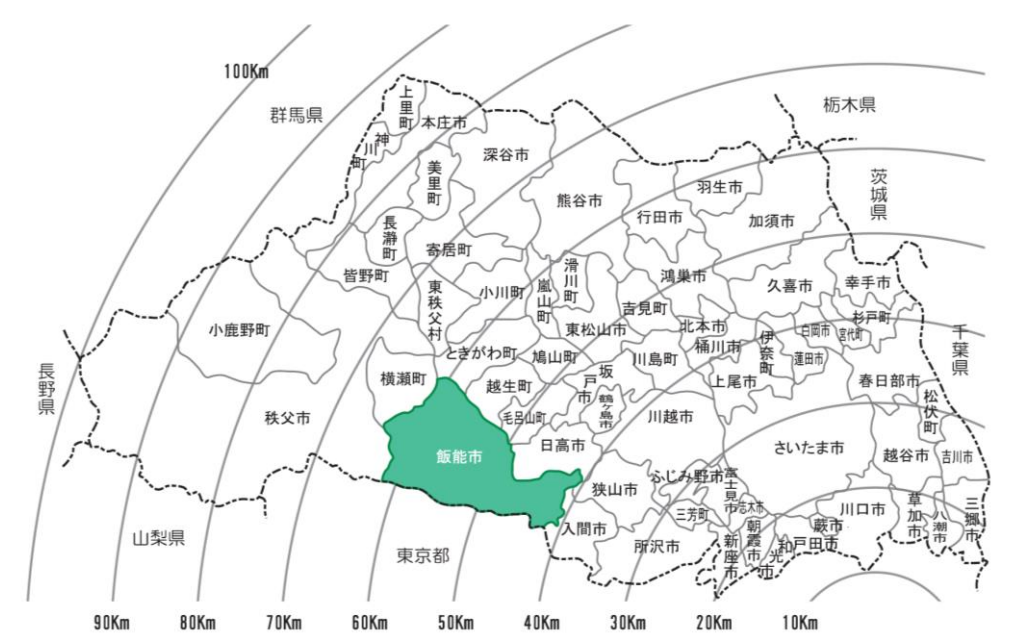
#### (1) 位置と地勢

本市は都心から約50kmの埼玉県の南西部に位置し、東は狭山市と入間市、南は東京都青梅市と奥多摩町、西は秩父市と横瀬町、北はときがわ町、越生町、毛呂山町、日高市に接しています。市域193.05km<sup>2</sup>のうち約75%を森林が占め、県立奥武蔵自然公園の中核を成しており、首都圏の身近な観光レクリエーションの場となっています。

広域的にはJR八高線、一般国道16号の西側に沿って秩父山地から多摩丘陵、丹沢山地にかけて南北に伸びる丘陵地に当たり、秩父山地、加治丘陵、入間台地という多様な地形条件から豊かな自然環境に恵まれ、山間部の河川沿いは緑と清流の景観を生み出しています。

西部の山間部では高麗川、入間川、成木川等の河川が谷幅の広い地形を形成し、河川沿いは河岸段丘が発達しています。山間部東側に続く丘陵は、北に高麗丘陵、南に加治丘陵があり、この丘陵地を縫って高麗川や入間川等が南東方向に流下しています。平野部は、市東部の入間台地を中心に広がり、市街地や農地を形成しています。

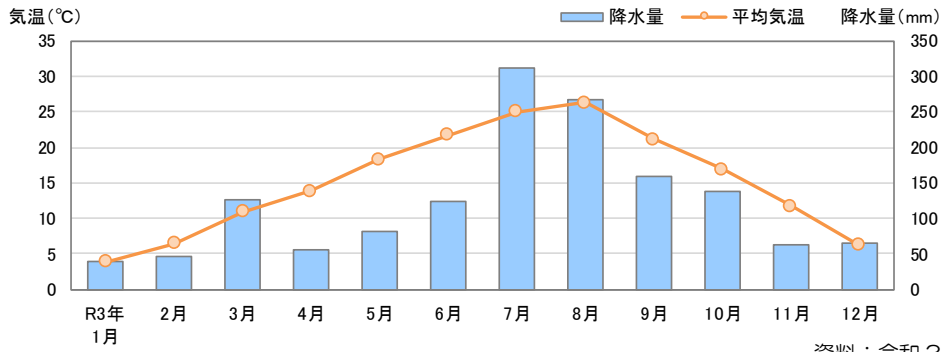
本市の位置



## (2) 気候

本市の気候は、太平洋側の内陸型気候ですが、山間部は季節による気温の変化が激しく、埼玉県内でも降水量が多い地域となっています。令和3（2021）年の年平均気温は15.2℃、年間降水量は1,479mmとなっています。

月別平均気温と降水量（令和3年）



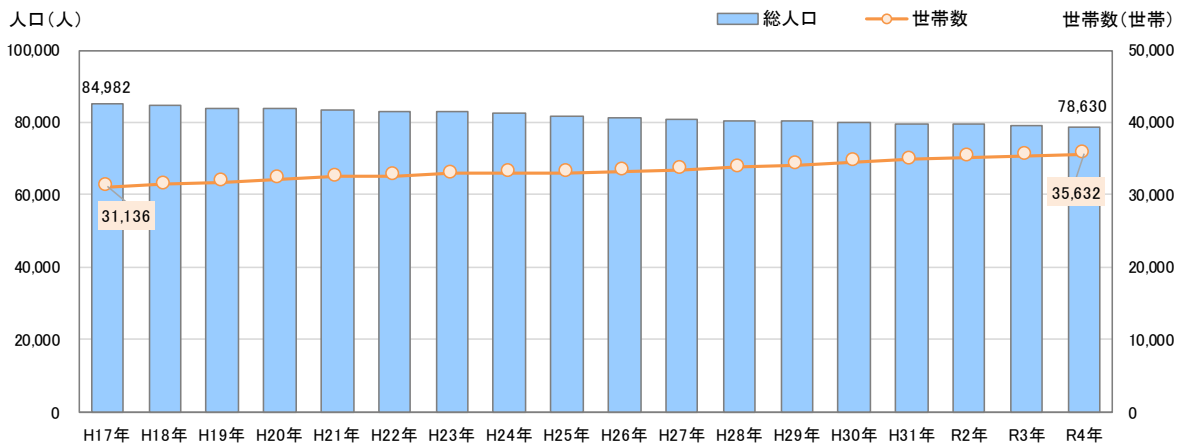
資料：令和3年版統計はんのう

## (3) 人口・世帯数の推移

本市の人口は、令和4（2022）年1月1日現在で78,630人となっており、旧名栗村と合併した平成17（2005）年の84,982人をピークに緩やかな減少に転じています。

一方、世帯数については増え続けており、1世帯当たりの人口は年々減少しています。

人口・世帯数の推移

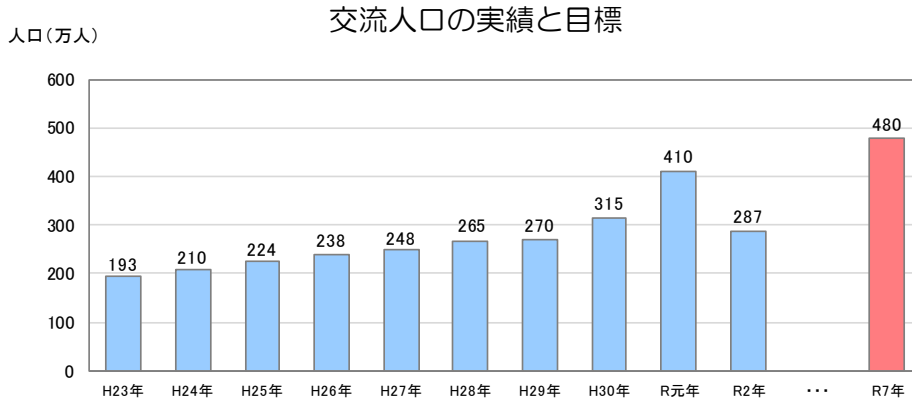


資料：令和3年版統計はんのう 住民基本台帳人口（各年1月1日現在）

人口の減少は持続的な市政運営に影響を与えるだけでなく、地域コミュニティの弱体化や地域経済の低下等の様々なマイナス要因となることが懸念されることから、本市では、令和7（2025）年の目標人口を80,000人とし、本市からの転出者を減らし、転入者を増やすための取組を進めています。

また、持続可能な都市を目指して、まちの賑わいを創出し活性化を図っていくためには、移住定住施策だけでなく、魅力を求めて本市を訪れる交流人口の拡大を図り、人の流れをまちの元気や活力につなげ、好循環を創り出していくことが重要であり、まさにこれが地域資源に恵まれた本市のこれからのまちづくりに求められる視点となっています。

本市では、これまでの取組を生かしながら、新たな観光・交流拠点となったメッツァ等の魅力を積極的かつ広域的に発信することによる「交流人口倍増」を掲げ、令和7（2025）年の目標交流人口を平成26（2014）年の238万人から約2倍となる480万人としています。

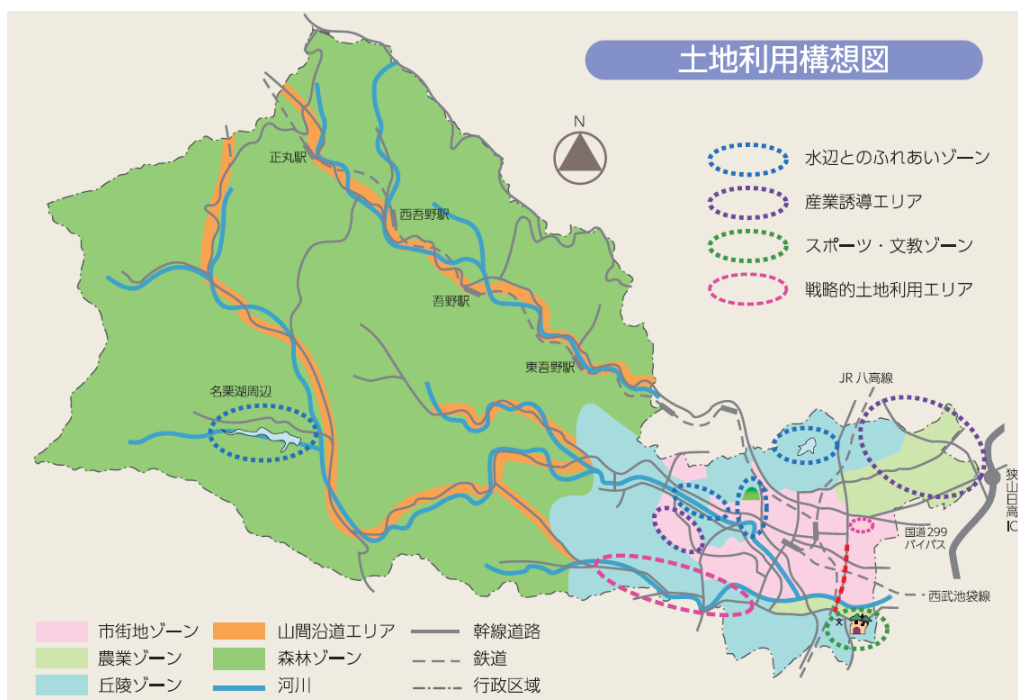


出典：第5次飯能市総合振興計画

#### (4) 土地利用構想

「第5次飯能市総合振興計画」において、土地利用の基本理念を「人と自然が共存・共生し、地域の特性が将来にわたって有効に生きる土地利用」とし、土地利用の基本方針を「新たな賑わいを創出し、飯能市の創生に向けた有機的な土地利用の推進」としています。

土地利用構想



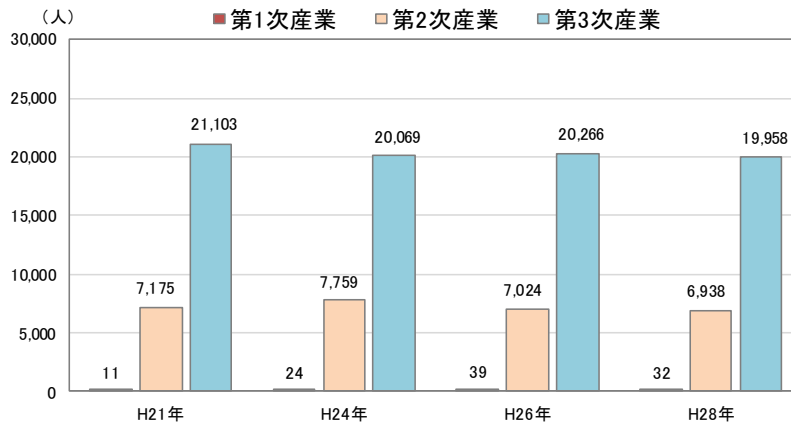
出典：第5次飯能市総合振興計画



## (5) 産業の状況

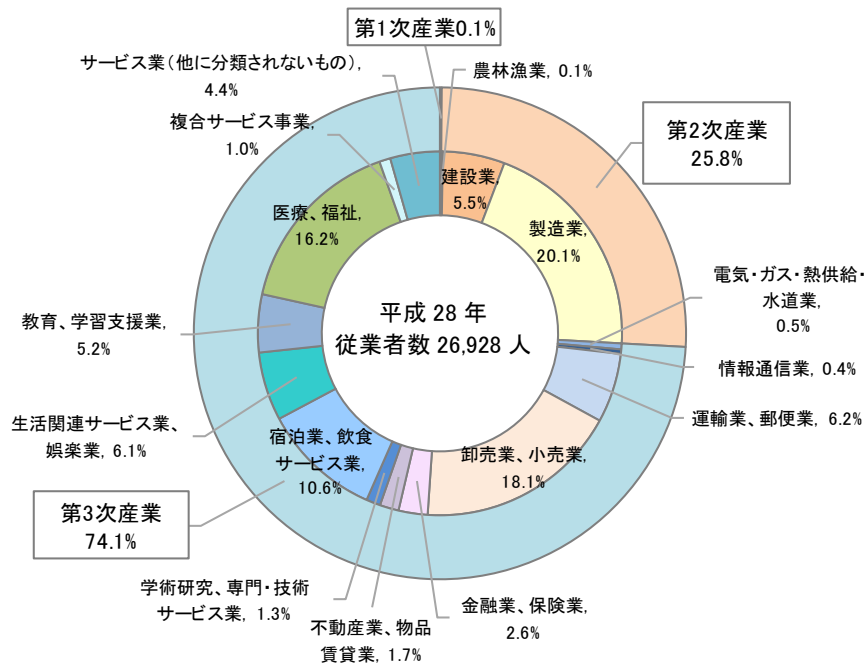
本市の産業別従業者数は、平成28年（2016）年6月1日現在では第3次産業が19,958人と最も多く7割以上を占めており、次いで第2次産業、第1次産業となっています。

産業別従業者数の推移



資料：令和3年版統計はんのう

産業別従業者の割合



資料：令和3年版統計はんのう

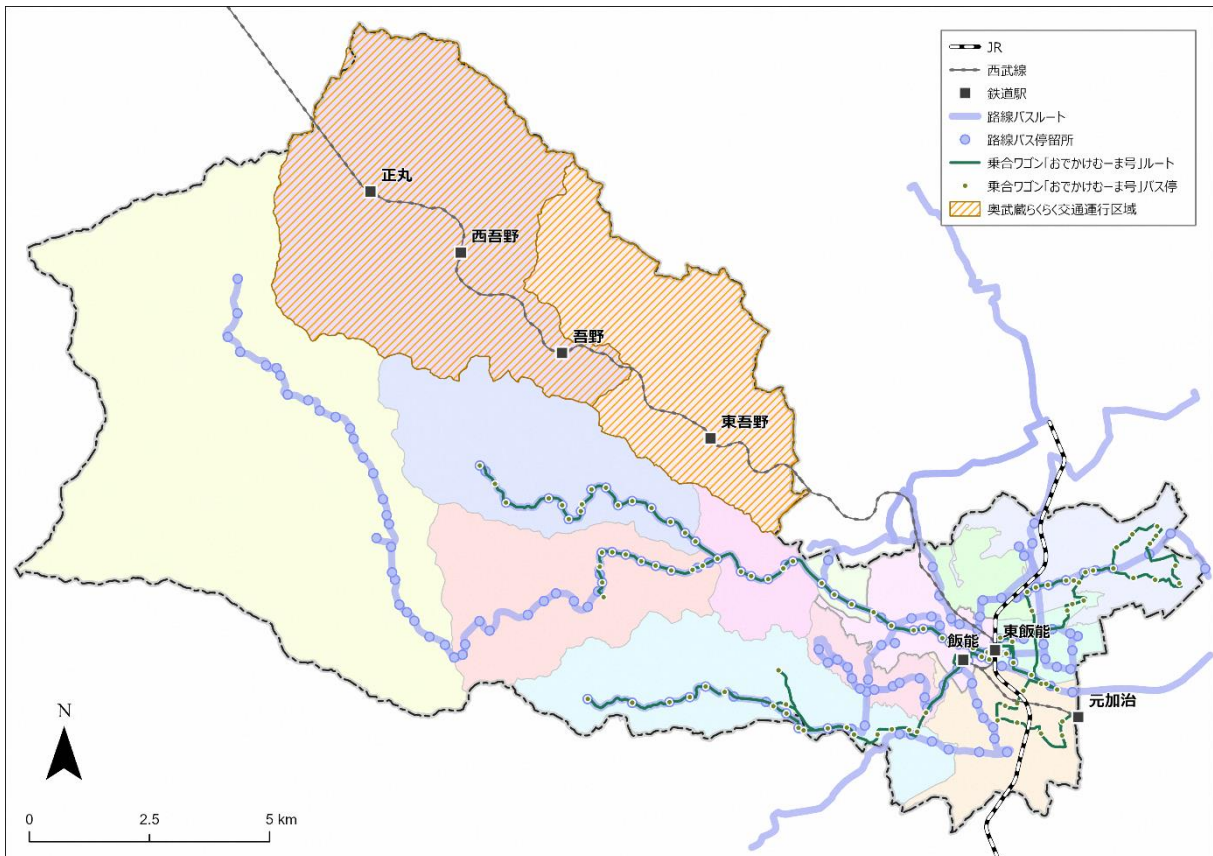
注：いずれも農林漁業に属する個人経営の従業者、家事サービス業に属する従業者、公務に属する従業者を除く。

## (6) 交通の状況

本市の公共交通ネットワークは鉄道をベースとし、それらの駅を中心として各地区に向けての路線バスが整備されています。

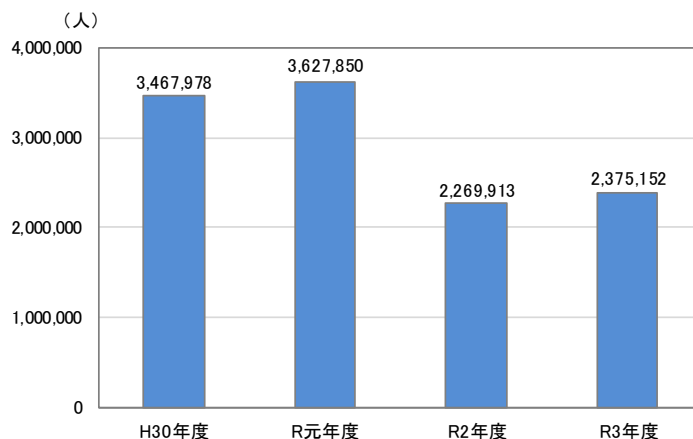
鉄道の利用者数は、東吾野駅・吾野駅・西吾野駅・正丸駅において年々減少傾向にあり、令和2（2020）年は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、路線バス及び鉄道利用者数が大きく減少しました。また、本市の乗用車及び軽自動車の登録台数は48,000台前後で推移しています。

本市の公共交通網



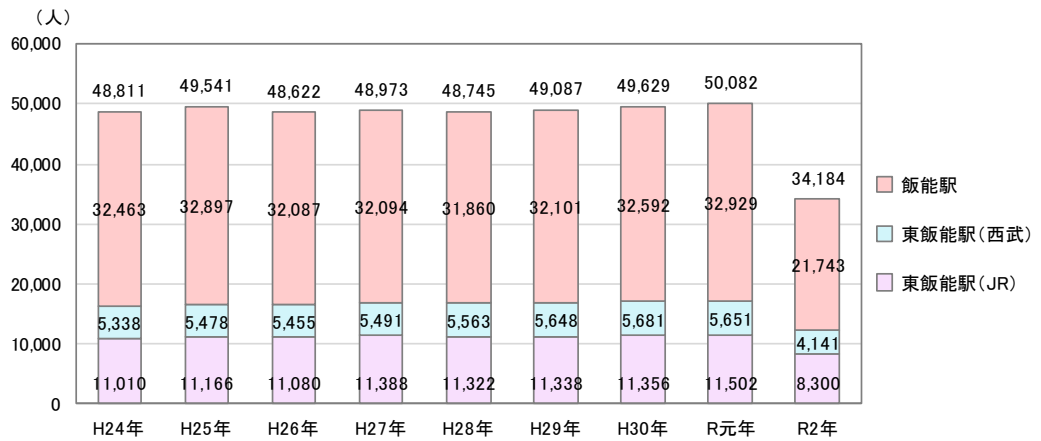
出典：飯能市地域公共交通計画

路線バスの年間輸送人員数



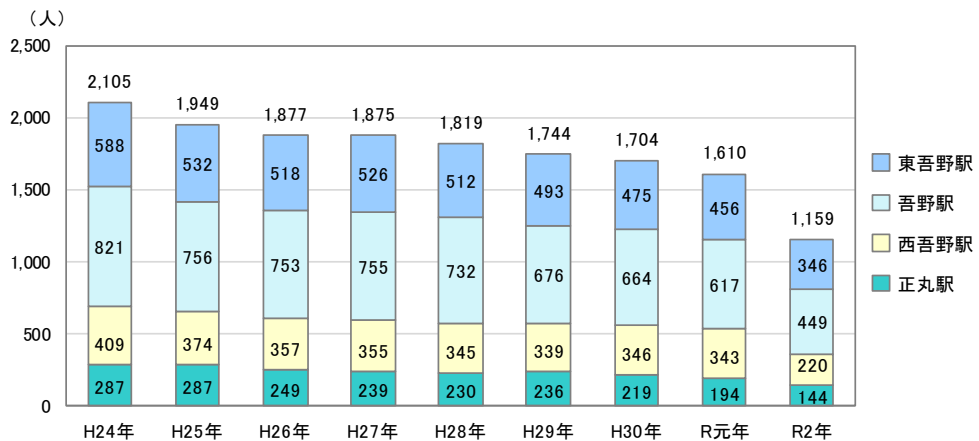
出典：飯能市地域公共交通計画

駅別一日平均乗降客数の推移（飯能駅、東飯能駅）



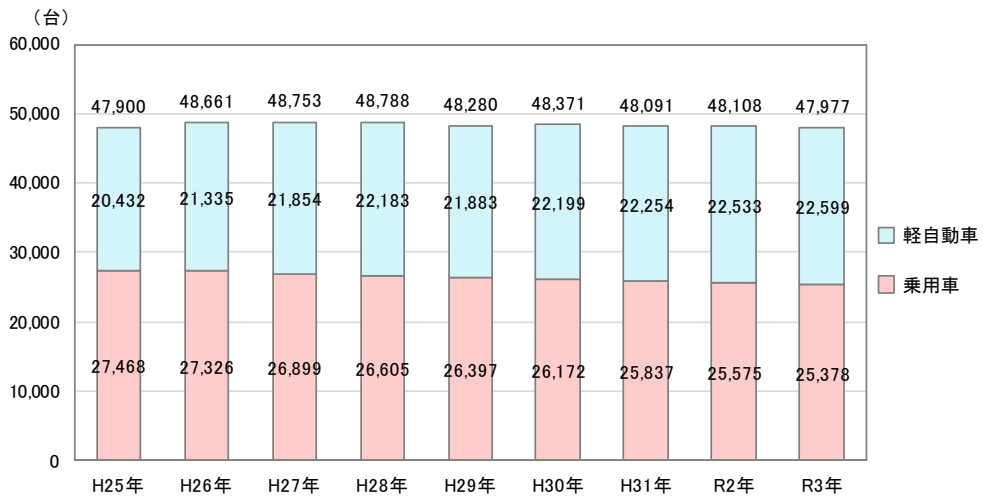
資料：令和3年版統計はんのう

駅別一日平均乗降客数の推移（東吾野駅・吾野駅・西吾野駅・正丸駅）



資料：令和3年版統計はんのう

乗用車及び軽自動車登録台数の推移



資料：令和3年版統計はんのう

## 2.2 各環境分野の状況

### (1)-1 地球環境の現状と課題 [地球温暖化]

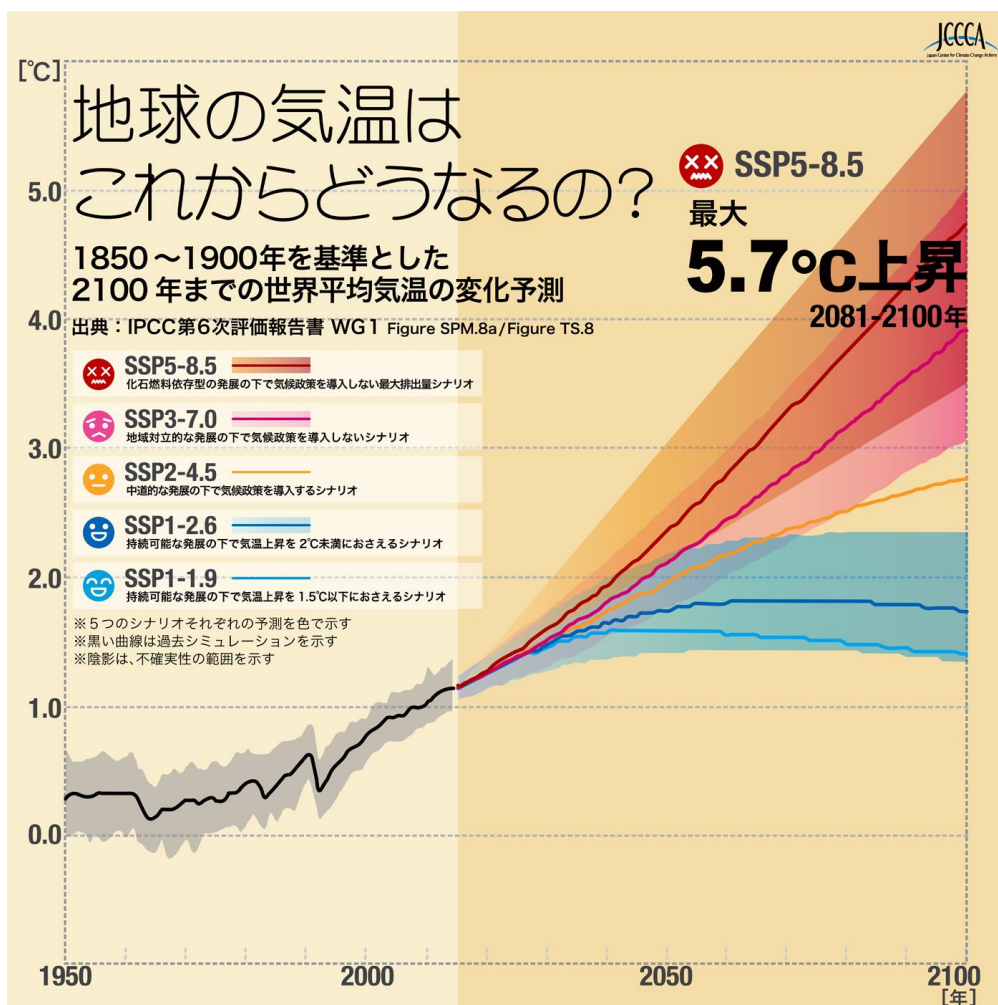
#### ① 近年の動向

##### ■ 地球温暖化の現状

地球温暖化による気候変動は、人間の生活や自然の生態系に様々な影響を与えており、氷河の融解や海面水位の変化、洪水や干ばつ等の影響、陸上や海の生態系への影響、食料生産や健康等への影響が数多く観測されています。

気候変動による深刻な影響に対し、平成27（2015）年のCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）において、気象災害や生態系等への世界全体のリスクを軽減するために、産業革命前と比較した世界の平均気温上昇を2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える国際的な協定である「パリ協定」が採択されました。

しかし、地球温暖化について科学的な分析・評価を行う専門家で構成されるIPCC（気候変動に関する政府間パネル）が令和3（2021）年8月に発表した「IPCC第6次評価報告書 第1作業部会報告書」では、人間の活動の影響によって温暖化が進行していることは疑う余地がなく、このままでは令和12（2030）年頃に1.5℃の上昇に到達し、今世紀末までに最大5.7℃上昇することが予測されています。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ

### ■ 脱炭素社会に向けた動き

「パリ協定」の達成に向けて、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を、令和32(2050)年頃までに実質ゼロにするカーボンニュートラルの実現に向けた動きが国際的に広がっています。

国も令和3(2021)年10月に閣議決定した「地球温暖化対策計画」において、令和12(2030)年度に温室効果ガスを平成25(2013)年度から46%削減することを目指し、更に、50%の高みに向け挑戦し続け、2050年カーボンニュートラルの実現を目指すこととしています。

カーボンニュートラルの実現は、地球温暖化の悪影響を防ぐだけでなく、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想のもと、新たな地域の創造や人々のライフスタイルの転換につながる様々な取組が進められています。

### ■ 再生可能エネルギーの広がり

カーボンニュートラルに向けた対策・施策において、太陽光や風力、バイオマスといった自然由来の再生可能エネルギーは、利用する際に温室効果ガスを排出せず、かつエネルギー自給率の向上にもつながることから大きな役割を担っています。国は、再生可能エネルギーの導入を積極的に推進し、電源構成に占める割合を令和12(2030)年度までには36~38%程度まで引き上げることとしています。

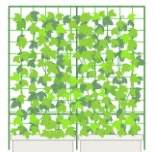
### ■ 新型コロナウイルス感染症の地球温暖化への影響

令和2(2020)年に世界で蔓延した新型コロナウイルスにより人やモノの移動が制限された影響で、世界のエネルギー需要は大きく減少しました。しかし、これらは一時的なものであり、経済活動の回復とともに、再び温室効果ガスの排出増加につながることを懸念されています。新型コロナウイルス感染症拡大からの復興においては、地球温暖化対策を含めた持続可能で強靱な社会システムへの変革を目指す「グリーンリカバリー」※1の考え方が重視されています。

## ② 飯能市の現状とこれまでの主な取組

### ■ 地球温暖化対策の推進

- 行政の取組として、省エネルギー機器の導入、遮熱・断熱対策、照明のLED化、公共施設における環境マネジメントシステムの運用等により、省エネルギーや省資源、温室効果ガス削減に取り組んでいます。「第3次飯能市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」※2に基づき、職員一人ひとりが省資源・省エネルギー及びリサイクルに努めることで、毎年度の目標値を達成しています。
- 市民・事業者に向けた取組としては、緑のカーテン普及促進事業、エコドライブ啓発記事の広報への掲載、年2回のエコライフDAYの実施等により、省エネルギー・省資源のライフスタイルが浸透するよう取り組んでいます。



※1 グリーンリカバリー：新型コロナウイルスの感染拡大による景気後退への対策で、環境を重視した投資等を通して経済を浮上させようとする手法。特に「パリ協定」の達成、国連のSDGs(持続可能な開発目標)の達成に貢献することをポイントとし、コロナ禍からの経済回復において「持続可能な社会」の実現を目指すもの。

※2 「第3次飯能市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」の詳細はp.132~133を参照。





### ■ 再生可能エネルギーの利活用

- 太陽光発電システムの普及を促進するため、住宅用省エネ設備推進補助制度※を継続するとともに、公共施設への太陽光発電システムの設置に取り組んでいます。
- 太陽光発電施設を設置する事業者等が、安全や周辺環境等に配慮して適切に設置を行うよう、必要な事項について定めている「飯能市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」を平成31（2019）年2月に策定し、令和3（2021）年5月には、住民説明会の回数の増加や経済産業省への情報提供等を追加した一部改訂を実施しました。
- 令和5（2023）年4月から、災害防止、生活環境、自然環境及び景観の保全のため、太陽光発電設備を設置できない禁止区域、抑制区域を設けた「飯能市太陽光発電設備の設置及び維持管理に関する条例」を施行します。
- 太陽光発電の普及以外にも、公共施設においてバイオマスエネルギーの利用推進、小水力発電についての検討等を進めました。

再生可能エネルギーの利活用 住宅用省エネ設備推進補助件数

	H22～ H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度	H22 年度から の累計
太陽光（余剰）	725	104	72	63	37	34	22	1,057
太陽光（自家）	-	0	0	0	1	0	0	1
太陽熱（自然）	-	0	2	0	0	0	1	3
太陽熱（強制）	-	1	1	1	0	0	0	3
蓄電池	-	26	26	30	33	24	26	165
エネファーム	-	2	0	1	2	0	0	5
合計（件数）	725	133	101	95	73	58	49	1,234
CO <sub>2</sub> 削減量（kg）	1,052,962	173,078	152,595	119,782	74,713	75,455	51,692	1,700,277
80年生杉の 吸収量（本）	75,212	12,363	10,900	8,556	5,337	5,390	3,692	121,450
石油削減量（L）	715,639	117,631	103,709	81,409	50,778	51,282	35,132	1,155,580

### ■ 交通による環境負荷の低減

- 環境にやさしい次世代自動車の普及を図るため、公用車の一部に電気自動車を導入することを計画しています。
- マイカー利用を抑制するためにノーマイカーデーの実施や、バス・鉄道等の公共交通機関の利便性向上、飯能市乗合ワゴン「おでかけむーま号」の運行に取り組んでいます。
- 自転車と歩行者を分離する道路を整備するなど、自転車の利用環境を整備することで自転車の利用促進を図っています。
- 市職員を対象とした研修等を通じて安全運転やエコドライブについて啓発を行っているほか、はんのう市民環境会議主催の環境フェスタにおいてエコドライブシミュレータを使用した啓発を行い、アイドリングストップ等のエコドライブの普及・啓発に取り組んでいます。



※住宅用太陽光発電システム設置補助制度はR4年度から「住宅用省エネ設備推進補助制度」に名称変更しました。

## コラム



## ノーマイカーデー

ノーマイカーデーとは、マイカーではなく、鉄道、路線バス等の公共交通機関（または自転車、徒歩）を利用し、環境にやさしい交通手段でおでかけをする取組です。マイカーに頼りすぎる生活を見直し、「おでかけの足」が維持できるよう公共交通機関の利用促進と温室効果ガスの排出削減を目的として実施しています。

ノーマイカーデー実施期間中のおでかけには、ぜひ公共交通機関をご利用ください。



## ③ 地球温暖化に関する主な課題

- ・地球温暖化の進行により世界規模で気象災害が頻発化、激甚化するなど、深刻な影響がもたらされており、持続可能な環境づくりのためにゼロカーボンシティの実現が喫緊の課題となっています。
- ・ゼロカーボンシティの実現という大きな目標を達成するためには、従来の省エネルギー対策や再生可能エネルギーの活用に加え、市民や事業者のライフスタイルやビジネススタイルの大きな転換が必要です。
- ・新型コロナウイルス感染症対策等を契機とした価値観や働き方の変化を捉え、より低炭素な暮らしやビジネスを支えるまちづくりを推進していくことが求められます。
- ・ゼロカーボンシティの実現に向けては、太陽光発電等の再生可能エネルギーの利用を一層推進していく必要があります。その中で、太陽光発電設備の導入においては、自然環境や生活環境に及ぼす影響を考慮し、事業者が適正に設置・管理を行い、普及を進めていく必要があります。
- ・次世代自動車の普及や公共交通機関の利用を促進するほか、二酸化炭素の吸収源となる森林の整備を進め、市全体で環境にやさしいまちづくりを進める必要があります。
- ・渇水や洪水等の自然災害、熱中症等の健康被害、農作物への影響等、避けることが困難な気候変動に対する適応の取組を進める必要があります。

## (1)-2 地球環境の現状と課題 [資源循環]

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

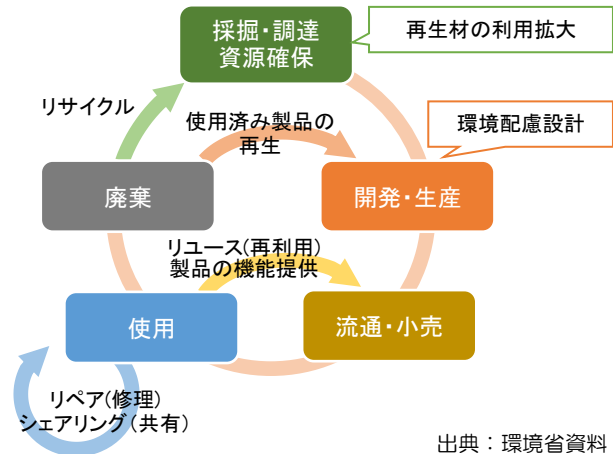
資料編

### ① 近年の動向

#### ■ 循環型社会に向けた取組

大量生産・大量消費型の社会経済活動は、大量廃棄型の社会を形成し、健全な物質循環を阻害するほか、気候変動問題、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の損失等の様々な環境問題にも密接に関係しています。

これまでの大量生産・大量消費の「使い捨て型社会」から、「循環型社会」に転換するため、国の「第四次循環型社会形成推進基本計画」においては、必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供することによる「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」を目指すことが示されており、様々な取組が進んでいます。



出典：環境省資料

#### ■ プラスチックごみの削減

プラスチックは安価かつ丈夫で便利な素材であり、私たちの生活に大量に利用されています。一方で、使い捨てプラスチックやプラスチックごみによる海洋汚染が世界的に重要な問題になるなどしています。

このような中、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までにおけるプラスチック資源循環等の取組(3R+Renewable<sup>※</sup>)を促進するため、令和4(2022)年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、環境に配慮したプラスチック製品を消費者が選択できるような方法や効果的な回収・リサイクルの仕組みづくりが進められています。



プラスチックごみが絡まっているウミガメ  
出典：UN World Oceans Day



出典：環境省資料

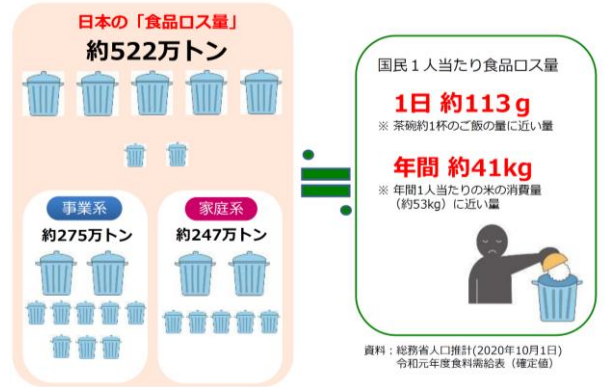
※3R+Renewable：できるだけプラスチックの使用は減らす・再使用（Reduce・Reuse）した上で、再生可能性の観点から再生素材や再生可能資源（紙・バイオマスプラスチック等）に適切に切り替え（Renewable）、徹底したリサイクルを実施（Recycle）すること。

### ■ 食品ロスの削減

本来食べられるのに捨てられてしまう食品を、「食品ロス」と言い、日本では国民1人が毎日お茶碗1杯分に近い量の食料を捨てていると推計されています。日本は食料自給率が低く、食料を海外からの輸入に大きく依存する中で大量の食品ロスが発生し、一方、世界でも人口の急増に伴う深刻な飢えや栄養不良の問題が存在する中で大量の食品が廃棄されているのが現状であり、SDGsにおいても重要な課題となっています。

日本では、令和元（2019）年に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、令和2（2020）年には「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。消費者・事業者・行政がそれぞれの立場で食品ロス削減に取り組むことが求められています。

日本の食品ロスの状況（令和2年度）

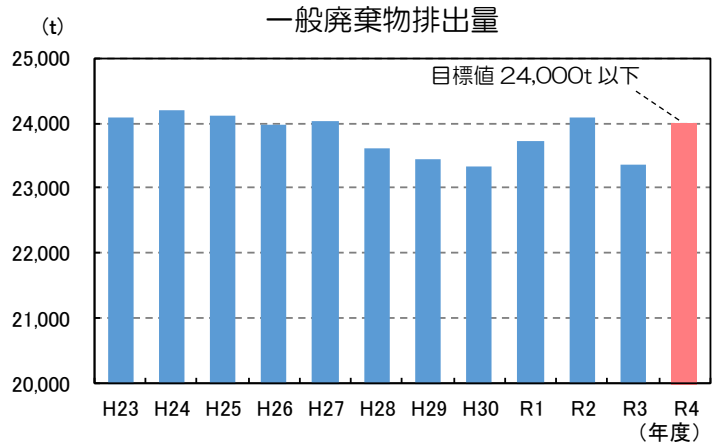


出典：農林水産省資料

## ② 飯能市の現状とこれまでの主な取組

### ■ ごみの減量化と適正処理

- 本市の一般廃棄物排出量は、年度によって増減はあるものの、近年は令和4（2022）年度の目標値である24,000t以下となっています。
- ごみの削減・資源化に係る情報の周知・啓発として、ごみ処理施設の見学会や市内小学校への出張授業を実施し、ごみに関する意識の向上に努めています。
- マイバッグ・マイカゴキャンペーンを実施し、ポスターやのぼり等により周知を行うことで、市民にレジ袋の削減を促しています。
- 小売店等に対しては、商工会議所を通じて簡易包装等の協力依頼を行うとともに、キャンペーン期間中は、店舗や公共施設等でポスター掲示やのぼりを設置し、周知しています。
- 生ごみの減量化に向けた取組としては、生ごみ処理器（はんのうキエーロ）の活用についてチラシを配布するなどして情報発信をするとともに、補助制度の活用により設置を促進しています。
- 食品ロスを減らしつつ、支援を必要とする人々に食品を提供するフードドライブの取組が全国的に広がっています。本市においても県下一斉フードドライブキャンペーンに参加しているほか、飯能市社会福祉協議会ではフードバンクとして年間を通して食品の提供を受け付けています。

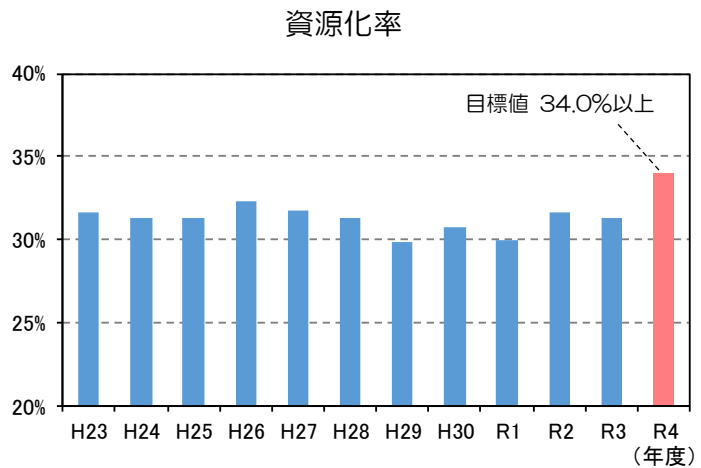


はんのうキエーロ



■ 資源循環の推進

- 本市では、事業者や市民に対して正しい分別方法の啓発活動を行い、資源循環の推進に取り組んできました。資源化率は年度によって増減しながらも横ばいで推移しており、目標の34.0%には至っていません。
- 資源循環を一層推進するため、飯能市廃棄物減量等推進員等を対象としたごみ減量・リサイクル推進説明会を開催するとともに、説明会の資料を広報やホームページに掲載し、周知しています。
- 事業者に対する啓発の結果、建設リサイクル法に関する工事については、再資源化等に要する費用を明記した建設工事の契約締結率が100%に達しました。また、チラシやパンフレット、ポスター等による啓発によって、事業者による適正な廃棄物の搬入を促進しています。
- 地域で行われる古紙回収等、資源の再利用を進める市民活動に対する支援を行うほか、リユース品販売会の開催等により、不用品再利用の促進を図っています。



リユース品販売会

■ 飯能市クリーンセンターの適正稼働

- 平成29（2017）年に飯能市クリーンセンターの建替が完了し、本市のごみ処理における中核的な役割を担う施設として、安定的に稼働しています。太陽光発電やLED照明の採用等、省エネルギー化を図るとともに、ごみ焼却の際の余熱を利用した発電により施設内使用電力の一部を賄い、節電を図っています。また、排ガスや水質等を測定しており、いずれも法令等に定める基準値以下の数値となっています。

ごみ焼却の余熱を利用した発電量

	H29 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度
発電量 (MWh)	2,521	5,282	5,129	5,126	4,514



飯能市クリーンセンター



③ 資源循環に関する主な課題

- 更なるごみの削減・資源化に当たっては、市民・事業者・市が一体となった取組を一層進めていく必要があります。
- 説明会や出前講座を通じた意識啓発、様々な媒体を活用した情報提供により、ごみの発生・排出抑制に努める必要があります。
- ごみ資源化を促進するため、正しい分別方法の周知・啓発を進めるとともに、地域コミュニティの活性化にも役立つ地域の団体等が行う集団資源回収を支援する必要があります。
- 事業系ごみについては、適正排出の指導やリサイクルの啓発活動を継続して実施する必要があります。
- 飯能市クリーンセンターは、本市のごみ処理における中核的な役割を果たしていることから、設備の安定した稼働を継続していくために、適切な予防保全に努める必要があります。

コラム



リチウムイオン電池の廃棄が原因となる火災

リチウムイオン電池は、強い衝撃が加わると発熱・発火する危険性があります。本市においても、スマートフォンのモバイルバッテリーや電子たばこ等のリチウムイオン電池を使用した製品が原因となり、ごみ収集車やクリーンセンターで火災が発生しています。

リチウムイオン電池のほか、ご家庭で使用済みの充電式電池は、購入したリサイクル協力店の「リサイクルBOX」を優先してご利用ください。また、充電式電池（バッテリー）の取り外しや店頭回収が難しい場合は、他のごみと分けて透明の袋に入れ、「有害ごみ」の日にごみ集積所に出してください。

もし、そのままごみ収集車に積み込まれてしまうと、荷台で圧縮される際に他のごみに引火し、車両火災を引き起す原因になります。また、混入した状態でクリーンセンターへ搬入されてしまい、そのまま処理してしまうと、機械の故障や、建物火災等の原因にもつながります。

ごみ処理の過程で発火することで、ごみが収集できなかったり、クリーンセンターの運営に影響が生じたりするだけでなく、けがや人命に関わる重大な事故へと発展するおそれがあります。

ごみ収集カレンダーに沿った「適切な分別」と「ごみの出し方」をお願いします。



火災が発生したごみ収集車

リチウムイオン電池が使用されている製品の例



モバイルバッテリー ハンディファン

電子たばこ 電動歯ブラシ

## (2) 自然環境の現状と課題

### ① 近年の動向

#### ■ 生物多様性の保全に向けた動き

平成22（2010）年のCOP10（生物多様性条約第10回締約国会議）において採択された、令和2（2020）年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施するという「愛知目標」の進捗について、令和2（2020）年9月に公表された評価によると、20個の個別目標のうち、完全に達成されたものは1つもないとされました。

現在、検討が進められている次期生物多様性国家戦略では、生態系サービス（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、防災・減災効果、地域資源の創出等）を社会問題の解決や経済活動へ生かすことを主流化し、自然の機能を活用した持続可能な都市基盤であるグリーンインフラ<sup>※1</sup>の整備を進めるといった社会変革が必要とされています。

#### 愛知目標の達成状況

<b>戦略目標A 生物多様性を主流化し、生物多様性の損失の根本原因に対処</b> 目標1:生物多様性の価値と行動の認識 目標2:生物多様性の価値を国・地方の戦略及び計画プロセスに統合 目標3:有害な補助金の廃止・改革、正の奨励措置の策定・適用 目標4:持続可能な生産・消費計画の実施	<b>戦略目標C 生態系、種及び遺伝子の多様性を守り生物多様性の状況を改善</b> 目標11:陸域の17%、海域の10%を保護地域等により保全 目標12:絶滅危惧種の絶滅が防止 目標13:作物・家畜の遺伝子の多様性の維持・損失の最小化
<b>戦略目標B 直接的な圧力の減少、持続可能な利用の促進</b> 目標5:森林を含む自然生息地の損失を半減→ゼロへ、劣化・分断を顕著に減少 目標6:水産資源の持続的な漁獲 目標7:農業・養殖業・林業が持続可能に管理 目標8:汚染を有害でない水準へ 目標9:侵略的外来種の制御・根絶 目標10:脆弱な生態系への悪影響の最小化	<b>戦略目標D 生物多様性及び生態系サービスからの恩恵の強化</b> 目標14:自然の恵みの提供・回復・保全 目標15:劣化した生態系の15%以上の回復を通じ気候変動緩和・適応に貢献 目標16:ABSに関する名古屋議定書の施行・運用
	<b>戦略目標E 参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化</b> 目標17:国家戦略の策定・実施 目標18:伝統的知識の尊重・統合 目標19:関連知識・科学技術の向上 目標20:資金を顕著に増加

注：部分的に達成した目標を黄色、未達成の目標を赤色で示した。

出典：環境省 令和3年版 環境・循環型社会・生物多様性白書

令和3（2021）年6月のG7サミットにおいて、令和12（2030）年までに自国の陸域と海域の少なくとも30%を保全すること等を日本も約束し、令和4（2022）年4月には環境省が目標達成の道筋として「30by30<sup>※2</sup>ロードマップ」を公表しました。この中では、国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上やOECD<sup>※3</sup>の設定・管理、生物多様性の重要性や保全活動の効果の「見える化」等が示されています。

また、埼玉県は平成30（2018）年に「埼玉県生物多様性保全戦略」を策定し、県西部に広がる森林等の県内の自然環境が持つ生態系サービスの回復や機能向上を目指し、様々な取組を進めています。

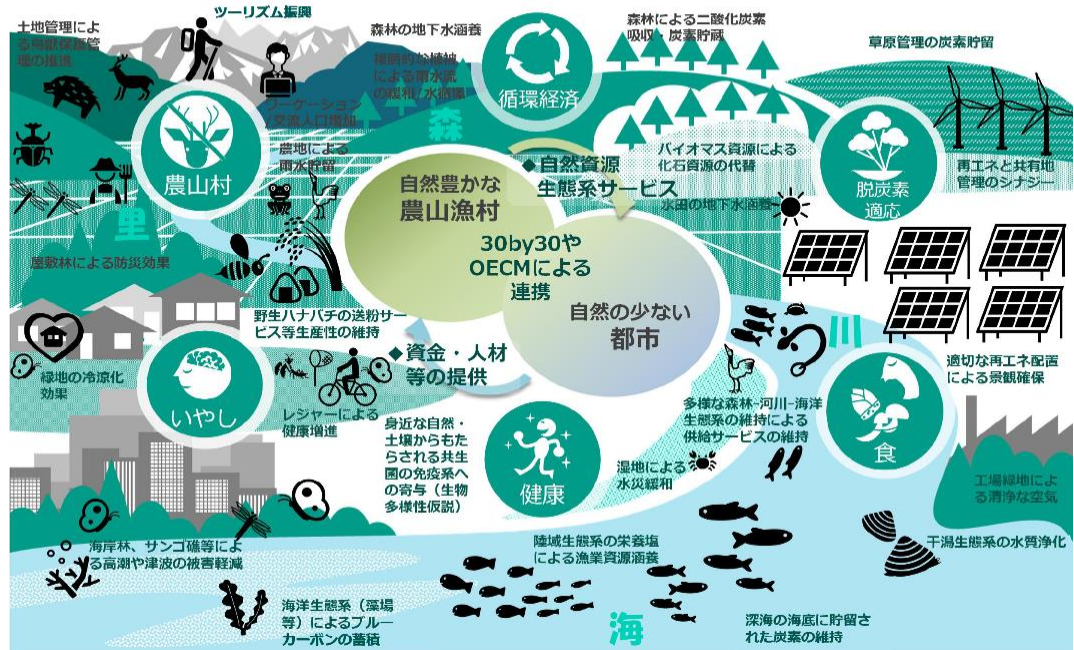
※1 グリーンインフラ：自然環境が有する多様な機能を積極的に活用し、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の様々な効果を得ようとする考え方。

※2 30by30：2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させるというゴールに向け、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。

※3 OECD：Other Effective area based Conservation Measure（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）の頭文字で、民間等の取組により保全が図られている地域や保全を主目的としない管理が結果として自然環境を守ることに貢献している地域を意味する。



## 30by30実現後の地域イメージ ～自然を活用した課題解決～



出典：環境省資料

### ■ 森林・林業の多面的機能の発揮

森林は、国土の保全や水源のかん養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、木材等の林産物の供給等の多面的機能を有しており、適切な森林の整備を進めていくことにより、人々や社会に様々な恩恵がもたらされます。一方で、所有者や境界が不明である森林の増加、林業の担い手不足等といった、適切な森林の整備に向けた大きな課題が顕在化しています。

令和3（2021）年に閣議決定された「森林・林業基本計画」では、林業・木材産業について、持続性を高めながら成長発展させ、人々が森林の発揮する多面的機能の恩恵を享受できるようにすることを通じ、社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」を実現することを方針として掲げています。

### 森林・林業基本計画

#### 新計画 森林・林業・木材産業による「グリーン成長」

森林を適正に管理して、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、2050カーボンニュートラルも見すえた豊かな社会経済を実現

##### 森林資源の適正な管理・利用

- 適正な伐採と再造林の確保（林業適地）
- 針広混交林等の森林づくり（上記以外）
- 森林整備・治山対策による国土強靭化
- 間伐・再造林による森林吸収量の確保強化



##### 「新しい林業」に向けた取組の展開

- イノベーションで、伐採→再造林保育の収支をプラス転換（IoTツリ、自動操作機械等）
- 林業従事者の所得と労働安全の向上
- 長期・持続的な林業経営体の育成



##### 木材産業の国際・地場競争力の強化

- JAS乾燥材等の低コスト供給（大規模）
- 高単価な板材など多品目生産（中小地場）
- 生活分野での木材利用（広葉樹家具など）



##### 都市等における「第2の森林」づくり

- 都市・非住宅分野等への木材利用
- 耐火部材やCLT等の利用、仕様設計の標準化
- 木材製品の輸出促進、バイオマスの熱電利用



##### 新たな山村価値の創造

- 地域資源の活用（農林複合・きのこ等）
- 集落の維持活性化（里山管理等の協働活動）
- 森林サービス産業の推進、関係人口の拡大



出典：林野庁資料

## ② 飯能市の現状とこれまでの主な取組

## ■ 森林の保全・活用

- 森林の持つ多面的機能を向上させるため、「飯能市森林整備計画」に基づき、間伐等の森林整備を促進しています。
- 急峻地や道路付けがない箇所等、条件が不利な森林については、針広混交林を目標林形においた複層林施業<sup>※</sup>を推進し、公益的機能の増大を図っています。
- 市民との協働による森林の保全を促進するため、大学生を対象とした森林体験教室の開催や、水と緑の学習活動、各公民館主催の西川材を使用した木工教室等のイベントを開催するほか、間伐後の林地残材の有効活用と林業の新たな担い手を育成するため、ボランティアを募集し、林地残材の搬出活動を行っています。
- 森林保全活動や林業体験に関する情報提供として、広報やホームページ等によるPR活動や森林教育・環境教育の視点を踏まえたプロモーション動画を作成しています。

## ■ 林業の振興

- 地域の木材利用を促進するため、西川材使用住宅等建築補助金の交付による西川材の利用促進や、公共施設へのはしらベンチの設置等、西川材の持つ魅力を広く周知する事業を実施しています。

西川材の活用状況

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
西川材を活用した公共施設数（施設）	72	76	90	93	93	93	101	104	104
西川材使用住宅等建築補助金の交付件数（件）	11	16	27	18	11	14	13	14	18
はしらベンチの設置件数（件）	H30年度は西川材のPRとしてベンチを作成、R元年度から、はしらベンチとして設置						30	40	60



森林整備



はしらベンチ

※複層林施業：森林の木を伐採するとき、一度に全部伐らずに必要な分だけ抜き伐りし、その跡に若い木を育てることによって、年齢や樹種の違う木で構成された状態の森林をつくること。一気に伐採しないため、土砂災害を防ぎ、水源のかん養にも大きな役割を果たす。



■ 里山の保全・活用

- 身近な自然として市民や来訪者から親しまれている里山を保全するため、はんのう市民環境会議が主体となり、天覧山周辺の谷津田の再生・活用事業を行っています。また、天覧山・多峯主山保全活用のための懇話会を開催し、今後の保全・活用に生かしています。
- 天覧山・多峯主山周辺及び吾妻峡周辺を景観緑地に指定したほか、飯能河原周辺河岸緑地を緑のトラスト保全地として取得しました。また、吾妻峡散歩みちや緑のトラスト保全地の草刈り、清掃活動を地元自治会やボランティアと協働して行い、保安全管理しています。



景観緑地指定面積・緑のトラスト保全地の公有地化面積

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	目標値
景観緑地指定面積 (ha)	101	101	101	110	116	117	119	119	119	123
緑のトラスト保全地の公有地化面積 (ha)	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.6	2.6

コラム



景観緑地（天覧山・多峯主山周辺と吾妻峡周辺）

景観緑地は、平成8（1996）年に施行された飯能市環境保全条例に基づくもので、市民に愛され、親しまれている景観が優れた緑地で市長が指定したものを言います。

現在、天覧山・多峯主山周辺（約126ha）と吾妻峡周辺（約3ha）を景観緑地指定対象区域（約129ha）としており、所有者の同意のもと環境審議会の意見を聴いて、景観緑地に指定しています。

天覧山・多峯主山周辺は、平成7（1995）年頃に大規模な宅地開発が計画されたことから、市民や環境団体等を中心に自然環境を保全する機運が高まり、様々な保全活動が展開されるようになりました。このような保全活動が環境省に認められ、平成27（2015）年には「生物多様性保全上重要な里地里山500箇所」に天覧山・多峯主山が選ばれました。

また、吾妻峡周辺では、平成25（2013）年に吾妻峡散歩みち（ドレミファ橋から中平河原までの約700m）を整備し、潤いと安らぎのある水辺空間として、市民をはじめ多くの来訪者に親しまれています。





- 本市の豊かな自然環境と人と自然に育まれてきた文化を生かし、地域の活力につながる魅力ある質の高いエコツアーを企画・実施しています。
- はんのう市民環境会議を主体に、自然観察会を企画・実施しているほか、子どもたちの自然体験活動が行える「森のようちえん」\*において、間伐や下草刈り等の整備活動や四季ごとの体験イベントを実施しています。



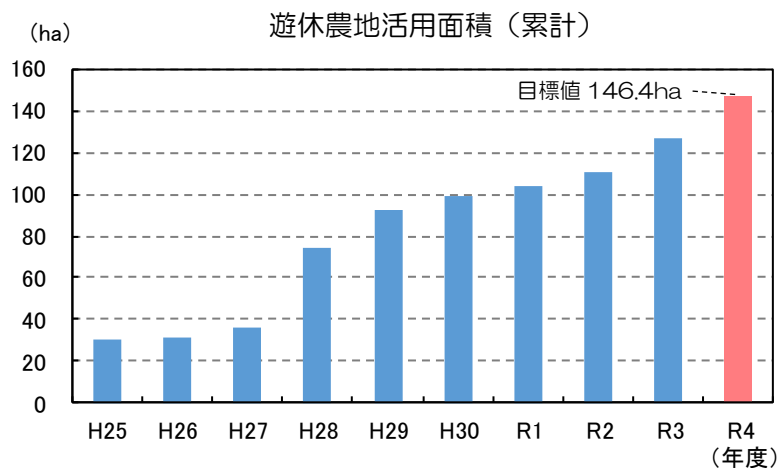
森のようちえん



天覧山

### ■ 農地の保全・活用

- 市立小・中学校や保育所給食への地場産野菜の活用を進めたほか、学校ファームへの支援として、じゃがいも及びさつまいもの種いもを市立小・中学校へ配付しています。
- 農業の担い手の育成や、市内4か所の市民農園貸付等の市民と連携した農地の利用促進を実施しており、遊休農地の活用面積は令和3（2021）年度末で126.4haとなっています。



\*森のようちえん：森のようちえんは、子どもたちが自然の中で創意工夫をしながら自由に遊ぶための場所。場所は美杉台1丁目24番地1。利用方法等の詳細については本市のホームページ参照。

■ 水辺環境の保全・活用

- ・入間川、高麗川等の豊かな水源の水辺環境の保全と活用を図るため、飯能河原でのごみの有料引き取り、自治会等と連携した吾妻峡の河川パトロール、河川清掃を実施した自治会への補助金の交付等を行っています。
- ・河川への関心を高めるため、河川流域の小中学校を対象にウグイ等の放流体験を実施するほか、市内小・中学生を対象とした清流保全啓発ポスターを募集し、市民活動センター等での展示会を実施してきました。(令和4(2022)年度は、環境ポスターコンテストを実施しました。)
- ・市内の河川13か所で年6回の河川水質調査を継続して実施しており、調査地点においてpH(水素イオン濃度)、BOD(生物化学的酸素要求量)、DO(溶存酸素量)、SS(浮遊物質)等の主要項目は概ね環境基準を達成しています。
- ・市内の河川8か所で年1回の底生生物調査を実施し、全ての調査地点で、最もきれいな水域と判定されています。

河川水質の状況

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	基準値
pH(水素イオン濃度)	7.1~7.6	7.7~8.1	7.4~8.1	7.8~8.2	7.7~8.1	7.7~8.3	7.6~8.6	7.6~8.6	7.8~8.4	6.5~8.5
BOD(生物化学的酸素要求量)(mg/l)	0.5~2.0	0.5~2.4	0.5~2.4	0.5~2.7	0.5~2.0	0.5~2.2	0.5~2.1	0.5~1.7	0.5~4.2	2.0以下
DO(溶存酸素量)(mg/l)	9.8~11.5	9.9~11.5	9.6~11.5	9.2~11.9	9.7~11.3	9.1~11.2	8.6~11.0	8.8~11.0	9.2~11.2	7.5以上
SS(浮遊物質)(mg/l)	1~2	1~2	1	1~2	1~2	1	1~5	1~4	1~2	25以下
大腸菌群数(MPN/100ml)	1,900~9,000	400~5,700	2,000~19,000	1,300~8,800	410~11,000	600~4,600	1,100~17,200	570~2,700	600~3,100	1,000以下

■ 生活排水処理対策

- ・生活排水処理対策として、公共下水道への早期接続を促すための水洗化促進活動、合併処理浄化槽への転換促進や浄化槽の適正な維持管理への補助金交付等を実施してきたことにより、公共下水道、合併処理浄化槽の普及が進み、本市の生活排水処理率<sup>\*</sup>は年々向上しています。

生活排水処理の状況

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	目標値
生活排水処理率(%)	82.5	83.8	86.1	87.2	88.4	88.5	89.4	90.5	90.8	92.0
公共下水道普及率(%)	65.5	66.4	67.1	68.1	69.4	70.1	71.0	71.4	71.7	74.0
合併処理浄化槽設置補助件数(累計)(基)	2,652	2,704	2,784	2,845	2,885	2,935	2,995	3,038	3,084	3,200

<sup>\*</sup>生活排水処理率：住民基本台帳人口に対する公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設による生活排水処理人口の割合。

■ 生物多様性の保全と回復

- 生態系の保全や市内の動植物の生息生育状況について、懇話会等を開催し、意見交換を行っています。また、景観緑地自然環境調査を実施し、関係団体と情報共有しています。
- 平成30（2018）年度にリニューアルオープンした飯能市立博物館では、天覧山や飯能河原周辺の自然の魅力を発信するビジターセンター的機能が追加され、常設展示や自然写真展を企画・実施しています。また、野生動植物に関する情報をホームページ等で紹介しています。
- 環境省では、生物多様性の保全を目的とし、基礎的な環境情報の収集を100年以上にわたって継続する「モニタリングサイト1000<sup>\*</sup>」事業を平成15（2003）年に開始しました。本市では、天覧山・多峯主山周辺景観緑地が対象となり、市民活動団体が里地調査を行っています。また、天覧山・多峯主山においては、貴重な自然を守り後世に伝えるため、市民活動団体によって自然観察会や講演会等のイベントの実施、会報誌による情報発信等が続けられています。
- 地域の生態系を脅かすおそれのある動植物への対策や有害鳥獣被害対策として、特定外来生物の防除やアライグマ捕獲従事者資格を取得するための研修会を開催しています。



飯能市立博物館 常設展示「身近な自然コーナー」

特定外来生物の捕獲・駆除件数

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度
アライグマ（件）	97	273	146	289	217	178	317	161	294
コクチバス（件）	138	71	103	81	46	41	118	39	95

③ 自然環境に関する主な課題

- 本市の森林や里山、清流等の身近な自然環境を将来世代にも引き継ぎ、生態系サービスを持続可能な形で活用し続けるために、自然環境の保全と活用を進める必要があります。
- 市域の約75%を占める森林においては、木材生産機能の向上を図るとともに、森林の持つ公益的機能（水源涵養・山地災害防止・快適環境形成・保健文化機能等）を重視した森林づくりを進める必要があります。
- 景観緑地や緑のトラスト保全地、里山等を市民や来訪者の自然との触れ合いの場として保全と活用を進める必要があります。
- 生活排水処理について、前計画の目標の中で公共下水道普及率や合併処理浄化槽設置補助件数等は未達成となっており、更なる対策の推進が必要となります。
- 生物多様性やグリーンインフラといった考え方への理解を深め、市民や事業者、行政と一体的に保全と活用を進める必要があります。

※モニタリングサイト1000の詳細はp.90を参照。

### (3) 生活環境の現状と課題

#### ① 近年の動向

##### ■ 都市・生活型公害

産業型公害である大気汚染や水質汚濁等については、規制の強化等により一定の改善が見られましたが、近年は社会情勢や生活様式の変化に伴い、自動車公害や生活排水による河川の水質汚濁、近隣騒音等が原因となる都市・生活型公害が問題となっています。この都市・生活型公害は不特定多数の生活者等によって引き起こされるため、対策が難しいものとなっています。

##### ■ 大気汚染の状況

工場、事業場の規制や自動車からの排出ガス削減対策により、二酸化窒素や浮遊粒子状物質等の環境基準を概ね達成しているものの、光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）については、環境基準の達成率が低く、埼玉県は光化学スモッグ注意報の発令日数が全国でも多い状況です。



出典：埼玉県ホームページ

##### ■ 飼育動物トラブル

犬や猫等を複数飼育して去勢・不妊手術を行わなかった結果、飼い主が世話できる数以上に繁殖してしまう多頭飼育崩壊の問題や、ルールやマナーを守らないことによる悪臭や騒音等のトラブルが起きています。また、飼い主の一方的な都合により捨てられたり、迷子になってしまったペットが野生化して繁殖することで、その地域の生態系を壊してしまう危険性があります。



##### ■ 良好な景観づくり

令和3（2021）年に閣議決定された「第5次社会資本整備重点計画」では、魅力的なコンパクトシティの形成において、「良好な景観の形成や歴史・文化・風土を生かしたまちづくりを推進する」ことが示されています。全国の自治体においては、良好な景観を形成・保全するため、景観法に基づく景観計画の策定が進められており、本市においても平成30（2018）年3月に「飯能市景観計画」を策定しています。地域の特性を生かした良好な景観づくりが進められる一方で、近年は太陽光発電設備や、空き地・空き家・遊休農地や屋外広告物が景観上の課題として顕在化しています。



## ② 飯能市の現状とこれまでの主な取組

## ■ 環境調査の実施

- 本市では大気環境調査を継続的に実施しており、大気汚染に係る環境基準の達成状況は光化学オキシダントのみが未達成となっています。光化学オキシダントは、広域的な問題でもあることから、全国的にも環境基準の達成が難しい状況となっています。

大気環境調査

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	目標値
二酸化窒素濃度 (1時間値の最高値) (ppm)	0.049	0.042	0.051	0.045	0.054	0.05	0.042	0.053	0.034	0.04以下
光化学オキシダント濃度 (1時間値が0.06ppmを 超えた日数) (日)	125	120	101	72	118	97	101	80	92	0
浮遊粒子状物質濃度 (1時間値の最高値) (mg/m <sup>3</sup> )	0.116	0.344	0.093	0.064	0.071	0.085	0.343	0.083	0.067	0.20以下

- 市内10か所の井戸から汲み上げた地下水の検査において、平成23（2011）年度に本町の井戸において基準値を超えるトリクロロエチレンが検出されており、以降も継続的に検査をしています。また、本町以外の井戸については基準値未満となっています。
- 市内8か所のゴルフ場の排水に含まれる農薬を検査しているほか、環境保全条例により、ゴルフ場事業者から3か月ごとに排水の水質測定の結果が提出されており、いずれも基準値未満となっています。
- ダイオキシン類については、大気9か所と土壌5か所の調査を行っており、いずれも基準値未満となっています。
- 道路交通騒音調査及び道路交通振動調査を実施しており、令和3（2021）年度調査においては、2地点で環境基準を上回っているものの、公安委員会に措置を要請できる要請限度は下回っている状況となっています。

昼間の道路交通騒音及び振動の測定結果の推移

		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
騒音 (測定:10地点)	環境基準超過(地点)	1	2	2	2	3	2	2	2	2
	要請限度超過(地点)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
振動 (測定:3地点)	要請限度超過(地点)	0	0	0	0	0	0	0	0	0

## ■ 生活環境に関する相談、指導の実施

- 市民から雑草、野焼き、悪臭等の生活環境に関する相談を受け、現地確認の上、必要に応じて原因者に対する指導をしているほか、広報において、適正な空き地管理、騒音の防止を呼びかけています。





生活環境における苦情相談件数の推移

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
大気汚染(件)	51	30	23	30	31	28	25	37	43
水質汚濁(件)	16	6	1	3	1	7	2	6	7
騒音(件)	20	16	21	18	14	15	17	16	18
振動(件)	0	0	0	1	0	1	0	0	0
悪臭(件)	8	4	7	7	6	25	11	13	15
電波障害(件)	0	0	1	0	0	0	0	0	0
雑草(件)	81	74	65	68	76	108	87	97	92
害虫(件)	24	12	16	11	16	24	16	17	15
不法投棄(件)	9	9	8	7	2	7	5	7	4
その他(件)	51	34	51	54	39	57	60	61	33
合計(件)	260	185	193	199	185	272	223	254	227

- 放射線量については、市内の公園、小学校、ごみ処理施設周辺等で測定を行い、結果を広報やホームページ等で公表しています。また、年間を通じて各浄水場の原水及び浄水の放射性物質の検査を実施し、適正に監視するほか、各保育所、小・中学校及び給食共同調理場において給食検査を実施し、食の安全確保に努めています。
- ごみ処理施設から排出される排ガス、焼却灰について定期的に検査するほか、飯能市浄化センターの脱水汚泥の放射性物質の検査を実施し、結果をホームページ等で公表しています。

■ 景観の保全と創造

- 地区計画や飯能市開発行為に関する指導要綱及び景観計画に沿って、緑地の確保、景観への配慮について指導するほか、中心市街地の良好な景観形成に向けた検討を行っています。
- 良好な景観づくりの妨げとなる違法広告物の監視パトロールを実施し、是正指導を実施しています。
- 公共施設等に西川材や飯能市森林認証材を活用した木質・木造化に取り組むほか、間伐材を利用したはしらベンチの設置及び西川材を利用した案内板等を整備し、良好な街並みや景観形成に取り組んでいます
- 巨木の樹勢調査等の指定文化財の保全に取り組むほか、文化財講座・文化財めぐりを開催するなどしています。



飯能の大ケヤキ（県指定天然記念物）

### ■ 公園・緑地の整備とみちづくりの推進

- まちなかの緑については、公園や街路樹等の植栽管理を実施し、緑とつながるまちの形成に努めています。また、所有者に生け垣への転換を推奨しています。
- 自然を楽しむハイキングコースについては、年12回の巡視及び、年2回の草刈りを実施するほか、ボランティアによる年2回の清掃登山を実施するなど、協働の取組が進んでいます。
- 安全で快適な道路や公園の環境を整備するため、道路照明灯・公園灯のLED化を推進しています。
- 毎月1回の放置自転車の撤去、幼児・児童や高齢者を対象にした交通安全教育を実施しています。



ハイキングコースの整備

### ■ 災害対策の推進

- 近年増加している災害対策として、定期的に巡視を実施し、危険箇所等の補修を行い、事故の未然防止に努めています。
- 市民や関係機関と合同で実施する土砂災害訓練や、出前講座、地域内の自主防災組織と連携した訓練を実施し、防災対策の充実を図っています。
- 水害への備えとして、都市計画道路において雨水浸透施設や街渠施設を設置するほか、宅地内緑化や土壌面を利用した雨水地下浸透を推進しています。



防災訓練

### ■ 不法投棄防止対策・まちの美化の推進

- 不法投棄防止パトロールを継続して実施し、監視及び不法投棄物の早期発見と回収に努めているほか、県と連携して看板等を設置し、不法投棄の未然防止に努めています。
- ごみのポイ捨て防止等のマナー向上の意識啓発を行うとともに、年2回の市民清掃デーや、まちなか清掃等の美化活動の支援を行っています。
- 観光客等によるごみのポイ捨てやバーベキューごみの置き去り問題に対し、ごみの持ち帰りの声掛けや飯能河原での有料引き取り等を行っています。



不法投棄防止看板

## コラム



## 飯能河原の火気使用に関する有料化実証実験

飯能河原は、古くから市民の憩いの場として、また、首都圏の遠足の聖地として、そして近年では、手軽に川遊びやバーベキューが楽しめる観光スポットとして注目されています。

一方で、周辺道路での通行を妨げる駐停車、住宅やごみ集積所へのごみの投棄、民家近くでのバーベキューによる煙害等、違法行為や迷惑行為が多数発生する状況になり、令和3（2021）年のゴールデンウィークには、コロナ禍にもかかわらずマスクをつけずに大声で会話する、大音量で音響機器を使用する、ごみを放置するなど、ルールやマナーを守らない一部の方の行動によって、近隣にお住まいの方々の生活環境に大きな負荷をかける状況になりました。

このような背景から、近隣の生活環境を守るとともに、多くの人を訪れる飯能河原の混雑緩和を図るため、令和4（2022）年のゴールデンウィーク及び夏休み期間、（一社）奥むさし飯能観光協会、埼玉県、本市が連携し、飯能河原の一部エリアにおいて、火気使用に関する有料化実証実験を行いました。

実証実験により得られた収益の一部は、流域の環境保全等に活用しました。

実証実験の結果、課題となっていた事象の多くは改善され、近隣にお住まいの方々からも、持続的な取組につながるよう期待されています。



河原にごみが放置された様子



実証実験の様子



■ 犬・猫に関する取組の推進

- ペット等による問題については、犬・猫等の飼い方やマナーに関する啓発を行い、近隣トラブル等の未然防止を図っています。
- 法律に基づく飼い犬の登録や年1回の狂犬病予防注射については、広報やホームページ等で周知・啓発を行っています。
- 飼い主のいない猫の無秩序な繁殖を抑えるため、(公財) どうぶつ基金が発行する「さくらねこ無料不妊手術チケット」を利用し、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術を推進しています。

狂犬病予防注射の実績

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
犬の登録者数(頭)	4,753	4,675	4,574	4,466	4,341	4,296	4,156	4,152	4,153
狂犬病予防注射済数(数)	3,748	3,655	3,493	3,449	3,417	3,390	3,356	2,980	3,280
接種率(%)	78.86	78.18	76.37	77.23	78.71	78.91	80.75	71.77	78.98

コラム



さくらねこ

不妊・去勢手術済のしるしに、耳先をさくらの花びらの形にカットした飼い主のいない猫のことを「さくらねこ」と言います。耳にしるしをつけることで再捕獲を防ぐとともに、手術済であることがわかります。



飼い主のいない猫めぐり「猫の被害で困っている」、「猫を助きたい」といった猫問題のある地域で「さくらねこTNR(Trap(トラップ)/捕獲し、Neuter(ニュート)/不妊手術を行い、さくら耳カットをして、Return(リターン)/元の場所に戻す)を行うことで、一代限りとなったさくらねこが生を全うし、徐々に減るのを見届けるという取組により、さかり声によるうるささや、糞尿の被害が減少していきます。

本市は、平成26(2014)年から市内のボランティアと協働し、(公財) どうぶつ基金が行う「さくらねこ無料不妊手術事業」に賛同し、県内でも最も早く行政として「さくらねこ無料不妊手術チケット」の交付を受け、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に取り組んでいるほか、捕獲する際の捕獲器を希望者へ貸し出しています。



本市における(公財) どうぶつ基金が発行するさくらねこ無料不妊手術チケットの令和3(2021)年度までの実績は以下のとおりです。

さくらねこ無料不妊手術事業

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	累計
実施頭数(頭)	218	125	149	225	193	241	285	95	1,531

### ③ 生活環境に関する主な課題

- 今後も各種環境の調査・監視を継続し、環境指標が目標を達成できていない項目については更なる改善に努め、行政だけでなく市民や地域、事業者それぞれが主体的に改善に取り組む必要があります。
- 山間地域等で不法投棄が発生しており、本市の財産である美しい緑と清流への影響等が懸念されるとともに、多くの処理費用もかかることから、関係機関と連携した対策が必要です。
- まちの美化を推進するため、ごみのポイ捨て防止を推進するとともに、市民等による美化活動を支援するほか、ペットの飼育方法及びルールやマナーの周知・啓発を進める必要があります。
- 自然と一体となった良好な景観の形成や公園・緑地や歩道の整備等により、潤いのあるまちづくりを推進する必要があります。



## (4) 教育・協働の現状と課題

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

資料編

### ① 近年の動向

#### ■ ESDの広がり

気候変動、生物多様性の損失、資源の枯渇、貧困の拡大等、人間の開発活動に起因する様々な問題を自らの問題として主体的に捉え、持続可能な社会づくりを目指すための担い手を育てる教育(ESD: Education for Sustainable Development)が広がっています。

SDGsの達成年度である令和12(2030)年が迫る中、国際的な枠組みとして「持続可能な開発のための教育: SDGs実現に向けて(ESD for 2030)」が令和元(2019)年12月の国連総会で採択され、ESDはSDGs達成のための鍵であるとされています。

埼玉県では、環境と共生する持続可能な地域づくりのほか、環境学習や環境保全活動の充実を図るため「環境アドバイザー制度」や「環境学習応援隊制度」、埼玉県環境科学国際センターにおける各種公開講座を実施するなど、様々な取組を行っています。



出典：文部科学省ホームページ

#### ■ ESG投資の動き

世界的に自然災害や異常気象等が増加している中、従来の財務情報だけでなく、環境(Environment)・社会(Social)・企業統治(Governance)に配慮している企業を重視・選別して行うESG投資が欧米から先行して普及・拡大し、このようなESG要素に配慮した資金の流れは、日本においても近年急速に拡大しています。企業の環境面への取組がこれまで以上に重要視されるようになってきています。

### ② 飯能市の現状とこれまでの主な取組

#### ■ 環境教育・環境学習の推進

- 小・中学校では、豊かな森林資源が身近にある環境を生かした水と緑の学習や、西川材教材活用学習等、山林等の環境保全について体験しながら学ぶ環境学習を進めています。
- 小学校、保育園、幼稚園では、ウグイやヤマメの放流体験を行うなど、幼少期から特色のある取組を行っています。

ウグイ・ヤマメの放流体験 参加者数

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
参加者数(人)	232	96	72	181	141	98	83	139	63



- 令和3（2021）年度までは日高市と共催で、令和4（2022）年度以降は更に広げて埼玉県西部地域まちづくり協議会（ダイアプラン）におけるゼロカーボンシティに向けた5市の共同の取組として、小・中学校を対象に環境保全に係るポスターの募集を行い、展示会を実施しました。
- 自然をテーマにした公開講座、駿河台大学公開講座や農林業体験を継続して実施しているほか、公民館が主催で行うウォーキング・ハイキングや生き物観察会、星空探訪会等を実施しており、市民が自然の中で環境について学んだり体験したりする機会を広く提供しています。



公民館のウォーキングイベント

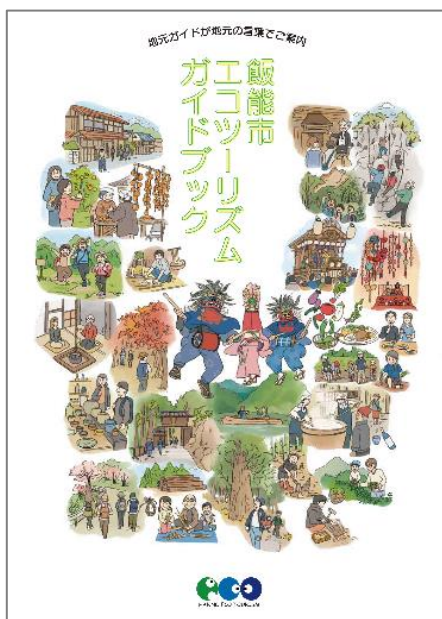


水辺の生き物観察会

### ■ 環境情報の収集・発信の充実

- 国や県、近隣自治体、市民、事業者、環境保全を行っている団体等から環境情報を収集し、その活用に努めています。
- 「第2次飯能市環境基本計画」に基づく本市の環境の取組や状況を年次報告書に取りまとめて毎年公表しているほか、広報やホームページ等を通じて、市内外に向けた環境に関する情報発信に取り組んでいます。
- 市内の良好な自然をPRするための情報を積極的に発信しており、SNSフォロワー数も増加しています。

### ■ エコツーリズムの推進



- 本市の豊かな自然環境を生かし、魅力ある質の高いエコツアーを企画・実施するため、エコツアーガイドの人材育成を積極的に進めるなど、エコツーリズムに関わる人材の輪が広がるよう取り組んでいます。
- 「エコツーリズムのまち・飯能」について、ホームページやSNS等を用いて広く情報発信しています。

コラム



本市とエコツーリズム

本市は、都心から約40分という交通アクセス良好な環境にありながら、緑と清流の自然に恵まれたまちです。

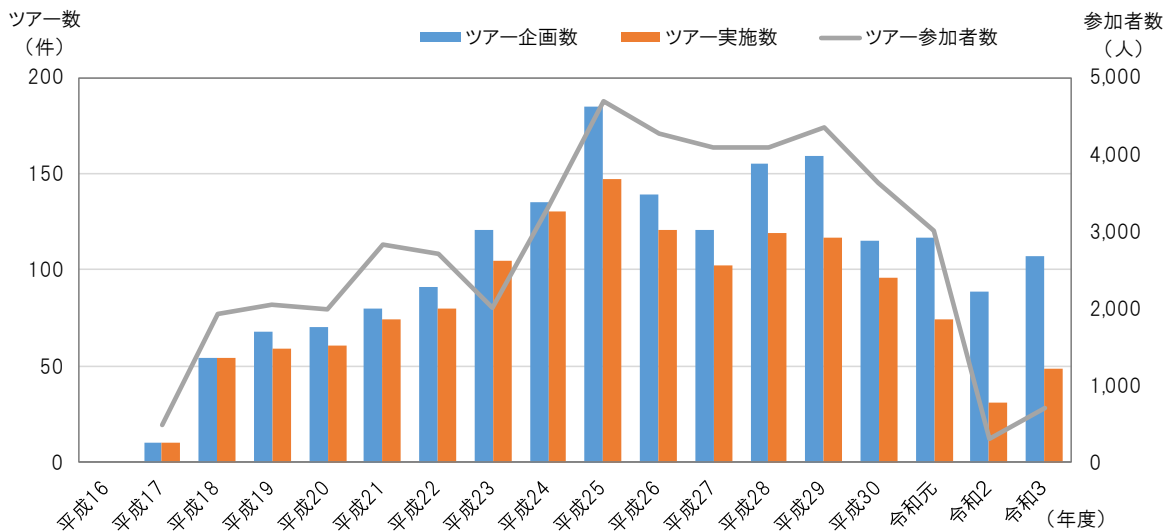
このような身近にある自然との共生によって、古くから人々のくらしや文化・歴史・産業が生まれてきました。本市では、これらの身近な自然や地域の人々が持っている生活の知恵、衣食住等の「宝物」を生かして市内全域でエコツアーが行われています。

～これまでの歩み～

- 平成16（2004）年 環境省エコツーリズム推進モデル事業のモデル地区に選定。
- 平成20（2008）年 第4回全国エコツーリズム大賞にて大賞を受賞。
- 平成21（2009）年 全国初のエコツーリズム推進全体構想の認定を受ける。
- 平成28（2016）年 第12回全国エコツーリズム大賞にて特別継続賞を受賞。

～ツアー企画数・ツアー実施数・ツアー参加者数～

令和3（2021）年度末までに累計で1,816件のツアーが企画され、46,363人がツアーに参加しています。



■ はんのう市民環境会議との協働

- ・市民・事業者・民間団体が構成され、平成15（2003）年に設立された「はんのう市民環境会議」との協働による環境保全活動や環境フェスタ等のイベントが行われています。
- ・会員数は、個人・事業者・団体を合わせ、令和4（2022）年5月現在352名（個人292人・事業者34・団体26）となっています。会員に対し、会報やホームページを通じて、各種イベントや活動等の情報提供を行っています。

はんのう市民環境会議の主な活動

<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境フェスタ</li> <li>・まちなか清掃活動</li> <li>・エコライフ DAY・WEEK</li> <li>・天覧山谷津の里づくりプロジェクト</li> <li>・ホテル観賞会</li> <li>・自然観察会</li> <li>・木質バイオマスエネルギー燃料の調査研究、間伐材の有効活用</li> <li>・緑のカーテン事業の普及拡大、マナーアップキャンペーン</li> <li>・東日本大震災の影響による放射線測定の実施 等</li> </ul>
--

環境フェスタの開催状況と参加者数

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
通算回数	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	—	—	第6回
参加者数（人）	800	530	876	961	978	中止	中止	225

■ 市民団体への支援

- ・地域に根差した地区別まちづくり推進委員会の活動や自然公園の清掃に取り組む団体の活動等を支援し、市民団体と連携した活動を継続的に進めています。
- ・山間5地区における景観整備や森林活用等を行い、魅力ある地域づくりを行っている団体に対して補助金を交付しています。

■ 広域的な連携の推進

- ・埼玉県西部地域まちづくり協議会（ダイアプラン）の環境部会や視察研修に参加し、環境に関する情報を共有しつつ、連携した取組を進めており、令和2（2020）年2月には「ゼロカーボンシティ共同宣言」を埼玉県西部地域まちづくり協議会（ダイアプラン）で行いました。
- ・近隣自治体と情報交換を図りながら、清流や森林等の環境保全活動を進めるとともに、西川材・森林教育のPR動画や森林保全活動・林業体験のイベント等について、ホームページ等で周知しています。

### ③ 教育・協働に関する主な課題

- 持続可能な社会づくりに向け、本市の自然環境等を生かした学びの機会づくりや市民に関心を持ってもらえるような環境に関する情報発信により、幅広い世代の環境意識の向上を図る必要があります。
- 自然や環境に配慮する持続可能な観光地や事業者が求められるなか、本市の自然等の資源を生かしたエコツーリズムを継続して推進するために、エコツアーガイドの人材育成、都会に住む人たちや若者層に向けた情報発信を行う必要があります。
- 家庭や事業所における環境保全の取組を促進するとともに、はんのう市民環境会議や地区別まちづくり推進委員会等による地域の環境保全活動を支援しながら活動の担い手を育成し、市民・事業者・団体等の様々な主体の協働による活動を進める必要があります。
- 市単独では解決が難しい環境問題については国、県や近隣市町と連携した取組を進める必要があります。



## 2.3 市民の環境に対する意識や取組(アンケート調査結果)

本計画を策定するに当たって、市民の環境に関する意識についてアンケート調査を行いました。主な結果を以下に示します。

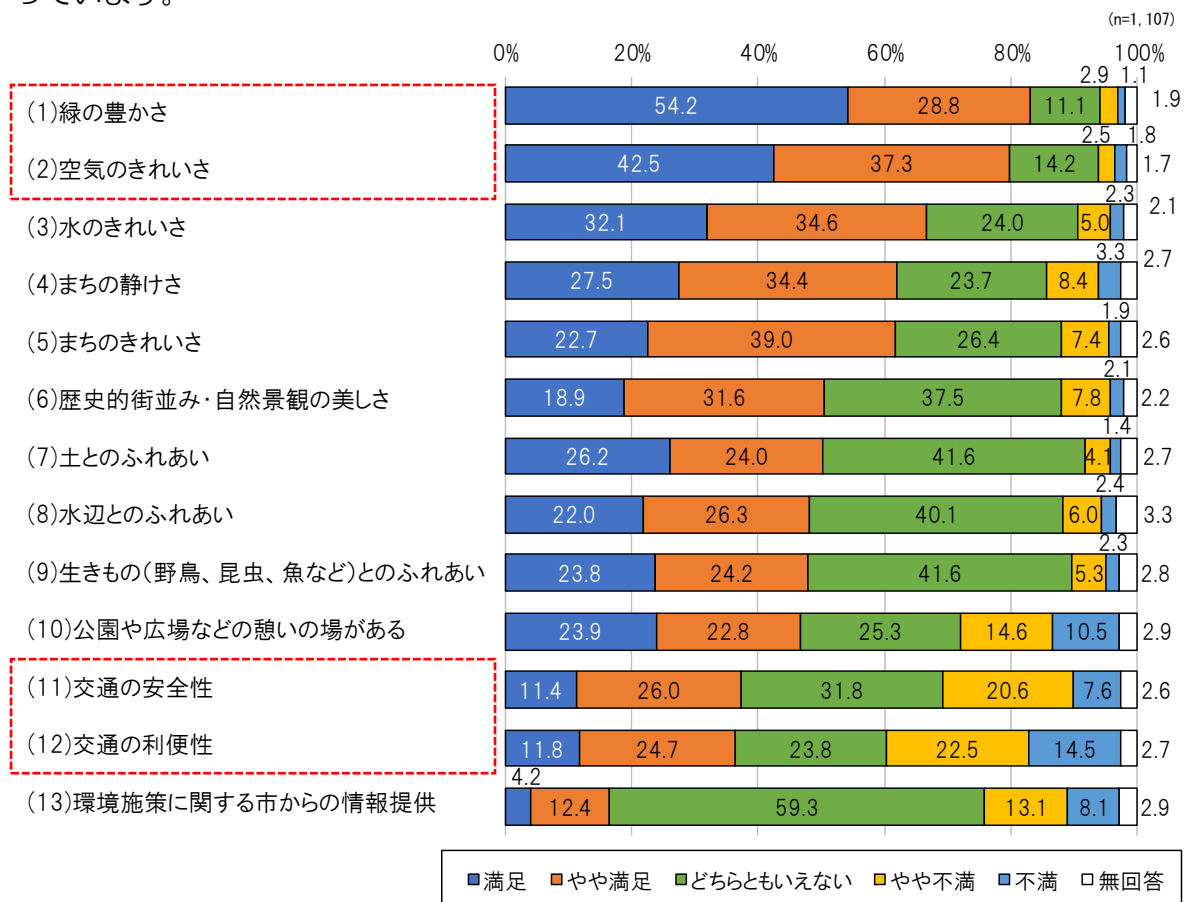
### (1) 地域の環境に対する満足度と重要度

地域の環境に関する調査項目

(1) 緑の豊かさ	(8) 水辺とのふれあい
(2) 空気のきれいさ	(9) 生きもの(野鳥、昆虫、魚など)とのふれあい
(3) 水のきれいさ	(10) 公園や広場などの憩いの場がある
(4) まちの静けさ	(11) 交通の安全性
(5) まちのきれいさ	(12) 交通の利便性
(6) 歴史的街並み・自然景観の美しさ	(13) 環境施策に関する市からの情報提供
(7) 土とのふれあい	-

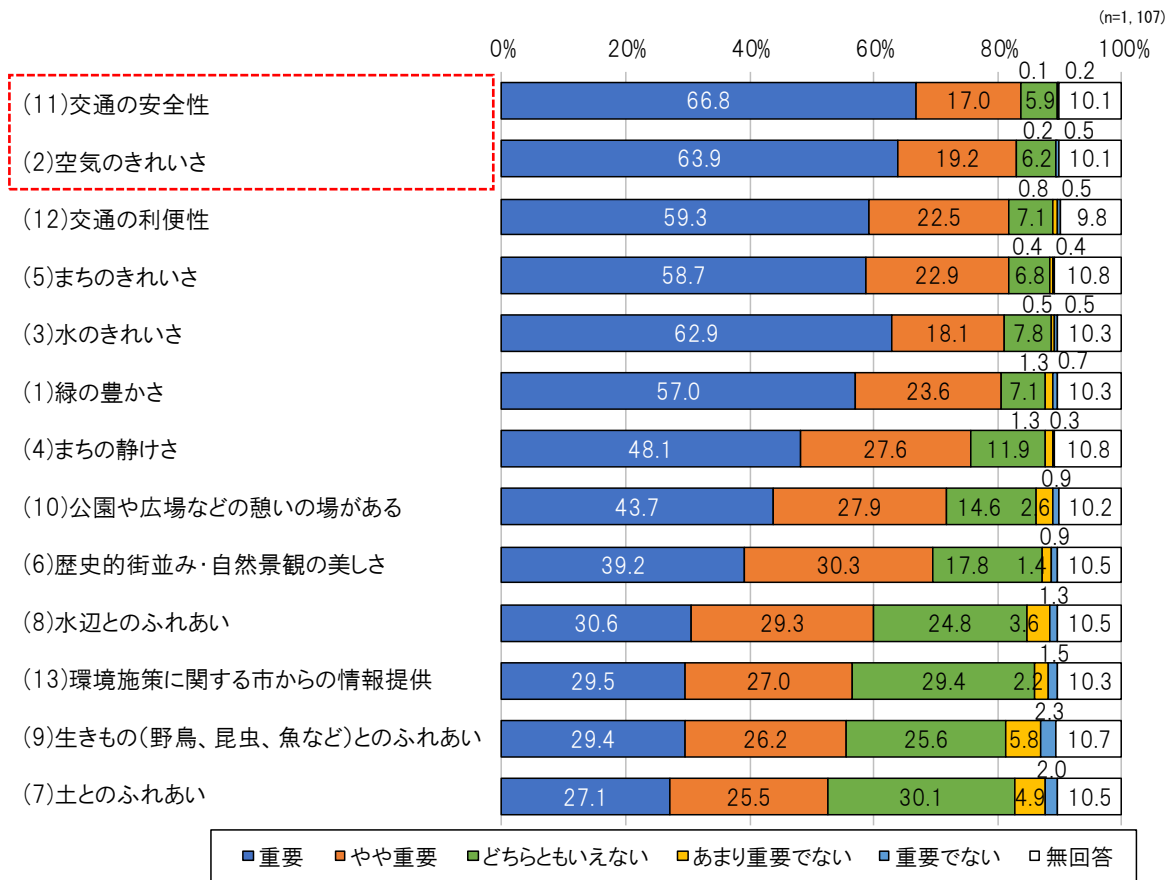
#### ■ 地域の環境に対する満足度

- 地域の環境に対する満足度について、「満足」と「やや満足」の合計は「緑の豊かさ」が83.0%で最も高く、次いで「空気のきれいさ」が79.8%となっています。一方、「不満」と「やや不満」の合計は「交通の利便性」が37.0%で最も高く、次いで「交通の安全性」が28.2%となっています。



■ 地域の環境に対する重要度

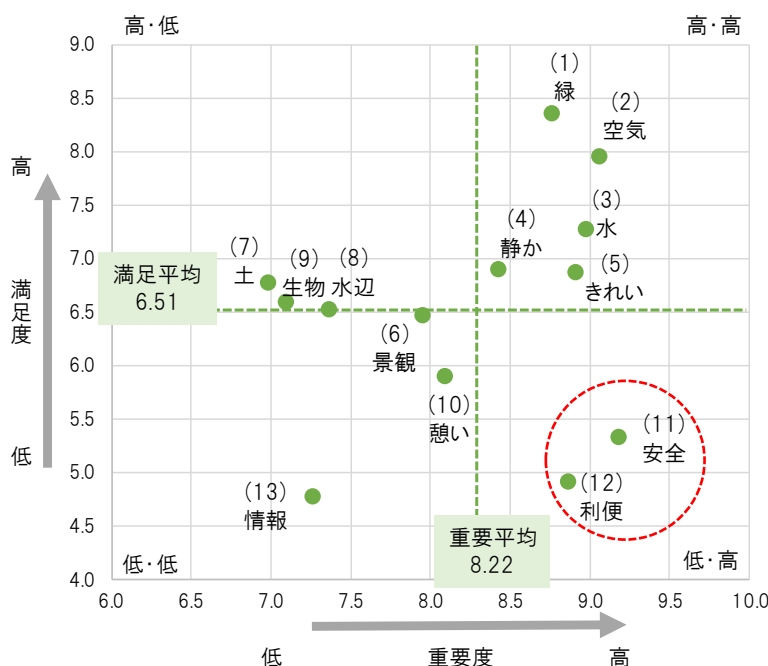
・重要度については、「重要」と「やや重要」の合計は「交通の安全性」が83.8%と最も高く、次いで「空気のきれいさ」が83.1%となっています。



※()の番号は、p.42「地域の環境に関する調査項目」の番号と対応

■ 満足度・重要度の加重平均

・各項目の重要度と満足度について、以下に示す回答ごとに配分された点数(ウエイト)を回答の割合に掛けて合計した加重平均で比較すると、特に市の課題と考えられる「重要度が高く満足度が低い」項目は、「交通の安全性」及び「交通の利便性」となっています。



加重平均の点数配分

- 満足・重要: 10点
- やや満足・やや重要: 10点
- どちらともいえない: 5点
- やや不満・あまり重要でない: 2.5点
- 不満・重要でない: 0点

※()の番号は、p.42「地域の環境に関する調査項目」の番号と対応

## (2) 環境のためにしている行動

- 日常生活の中で環境のためにしていることでは、「ごみの分別をしっかりと行ったり、集団資源回収に協力するなど、ごみの資源化に取り組んでいる」が71.2%で最も多く、次いで「電気を小まめに消す、LEDを利用するなど、節電を心掛けている」が70.3%となっています。
- 最も割合が低かったのは「森林ボランティアなど、森林の維持管理活動に参加している」で1.4%、次いで「自然観察会などの環境学習会に参加している」が1.5%となっています。



### (3) 優先的に取り組むべき課題

- 本市の環境課題として優先的に取り組むべきと考える項目では、「ポイ捨てやごみの不法投棄など景観を損なう問題」が33.4%で最も多く、次いで「森林の適正管理」の29.9%、「河川や水路などの水質汚濁の対策（生活排水の適正処理）」の27.9%となっています。





#### (4) 市民の意識を踏まえた主な課題

- 地域の環境に関する項目のうち、交通の利便性・安全性については、重要度は高いが満足度は低いとなっており、交通施策としてだけでなく、地球温暖化対策の観点からも公共交通利用環境の維持・改善の取組を推進する必要があります。
- ごみの分別や資源化の取組が進んでいますが、資源化よりも優先度が高い、ごみそのものを減らすための取組を推進する必要があります。
- 緑の豊かさについては満足度が高いものの、山林の適正な管理が求められています。将来にわたって森林の持つ多面的な機能が発揮されるよう、豊かな森林を育むための取組を推進する必要があります。
- ポイ捨てやごみの不法投棄、生活排水の適正処理等、身近な生活環境に関する取組が求められています。市民・事業者等との協働により、安全・安心で潤いのあるまちづくりを推進する必要があります。
- 多くの市民による環境にやさしい取組が進んでいます。これらの取組を更に促進するとともに、取組の輪を広げていくため、日常生活で取り組めることや地域で行われている環境保全活動等について、広く情報発信を行う必要があります。

